

平成19年3月 7日 開会
平成19年3月23日 閉会
(定例第3回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第16号

平成19年第3回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成19年3月2日

大山町長 山口 隆之

1 日 時 平成19年3月7日 午前10時00分

2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	遠 藤 幸 子
敦 賀 亀 義	森 田 増 範
川 島 正 寿	岩 井 美保子
秋 田 美喜雄	尾 古 博 文
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
二 宮 淳 一	椎 木 学
野 口 俊 明	沢 田 正 己
荒 松 廣 志	西 山 富三郎
鹿 島 功	

○応招しなかった議員

なし

第 3 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 日)

平成 1 9 年 3 月 7 日 (水曜日)

議事日程

平成 1 9 年 3 月 7 日 午前 1 0 時 0 0 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針の説明
- 日程第 5 議案第 13 号 大山町放課後児童クラブ条例の制定について
- 日程第 6 議案第 14 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 15 号 大山町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 16 号 大山町立学校等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 17 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 18 号 大山町隣保館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 19 号 大山町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 20 号 大山町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 21 号 大山町開拓専用水道管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 22 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 23 号 鳥取県西部広域行政管理組合の規約を変更する協議について
- 日程第 16 議案第 24 号 鳥取県町村職員退職手当組合格約を変更する協議について
- 日程第 17 議案第 25 号 鳥取県町村消防災害補償組合格約を変更する協議について
- 日程第 18 議案第 26 号 町道路線の認定について
- 日程第 19 議案第 27 号 町道路線の変更について
- 日程第 20 議案第 28 号 工事請負変更契約の締結について
(光徳地区農業集落排水管路施設 (16 工区) 工事)
- 日程第 21 議案第 29 号 大山町飯戸辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 22 議案第 30 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 23 議案第 31 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更について

- 日程第 24 議案第 32 号 平成 19 年度大山町一般会計予算
- 日程第 25 議案第 33 号 平成 19 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 26 議案第 34 号 平成 19 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 35 号 平成 19 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 28 議案第 36 号 平成 19 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 29 議案第 37 号 平成 19 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 38 号 平成 19 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 39 号 平成 19 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 32 議案第 40 号 平成 19 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 33 議案第 41 号 平成 19 年度大山町老人保健特別会計予算
- 日程第 34 議案第 42 号 平成 19 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 35 議案第 43 号 平成 19 年度大山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 36 議案第 44 号 平成 19 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 37 議案第 45 号 平成 19 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 38 議案第 46 号 平成 19 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 39 議案第 47 号 平成 19 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 40 議案第 48 号 平成 19 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 41 議案第 49 号 平成 19 年度大山町情報通信事業特別会計予算
- 日程第 42 議案第 50 号 平成 19 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 43 議案第 51 号 平成 19 年度大山町索道事業会計予算
- 日程第 44 議案第 52 号 平成 18 年度大山町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日程第 45 議案第 53 号 平成 18 年度大山町土地取得特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 46 議案第 54 号 平成 18 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 47 議案第 55 号 平成 18 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 48 議案第 56 号 平成 18 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 49 議案第 57 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 5 号)
- 日程第 50 議案第 58 号 平成 18 年度大山町老人保健特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 51 議案第 59 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 52 議案第 60 号 平成 18 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 53 議案第 61 号 平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 4 号)

- 日程第 54 議案第 62 号 平成 18 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 55 議案第 63 号 平成 18 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 56 議案第 64 号 平成 18 年度大山町温泉事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 57 議案第 65 号 平成 18 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 58 議案第 66 号 平成 18 年度大山町水道事業会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 59 議案第 67 号 平成 18 年度大山町索道事業会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 60 発議案第 1 号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 61 発議案第 2 号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針の説明
- 日程第 5 議案第 13 号 大山町放課後児童クラブ条例の制定について
- 日程第 6 議案第 14 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 15 号 大山町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 16 号 大山町立学校等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 17 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 18 号 大山町隣保館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 19 号 大山町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 20 号 大山町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 21 号 大山町開拓専用水道管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 22 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 23 号 鳥取県西部広域行政管理組合の規約を変更する協議について
- 日程第 16 議案第 24 号 鳥取県町村職員退職手当組規則を変更する協議について
- 日程第 17 議案第 25 号 鳥取県町村消防災害補償組規則を変更する協議について
- 日程第 18 議案第 26 号 町道路線の認定について
- 日程第 19 議案第 27 号 町道路線の変更について

- 日程第 20 議案第 28 号 工事請負変更契約の締結について
(光徳地区農業集落排水管路施設(16工区)工事)
- 日程第 21 議案第 29 号 大山町飯戸辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 22 議案第 30 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 23 議案第 31 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 24 議案第 32 号 平成 19 年度大山町一般会計予算
- 日程第 25 議案第 33 号 平成 19 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 26 議案第 34 号 平成 19 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 35 号 平成 19 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 28 議案第 36 号 平成 19 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 29 議案第 37 号 平成 19 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 38 号 平成 19 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 39 号 平成 19 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 32 議案第 40 号 平成 19 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 33 議案第 41 号 平成 19 年度大山町老人保健特別会計予算
- 日程第 34 議案第 42 号 平成 19 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 35 議案第 43 号 平成 19 年度大山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 36 議案第 44 号 平成 19 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 37 議案第 45 号 平成 19 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 38 議案第 46 号 平成 19 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 39 議案第 47 号 平成 19 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 40 議案第 48 号 平成 19 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 41 議案第 49 号 平成 19 年度大山町情報通信事業特別会計予算
- 日程第 42 議案第 50 号 平成 19 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 43 議案第 51 号 平成 19 年度大山町索道事業会計予算
- 日程第 44 議案第 52 号 平成 18 年度大山町一般会計補正予算(第 9 号)
- 日程第 45 議案第 53 号 平成 18 年度大山町土地取得特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 46 議案第 54 号 平成 18 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 47 議案第 55 号 平成 18 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 48 議案第 56 号 平成 18 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 49 議案第 57 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 5 号)
- 日程第 50 議案第 58 号 平成 18 年度大山町老人保健特別会計補正予算(第 3 号)

- 日程第 51 議案第 59 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
 日程第 52 議案第 60 号 平成 18 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
 日程第 53 議案第 61 号 平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
 （第 4 号）
 日程第 54 議案第 62 号 平成 18 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
 （第 4 号）
 日程第 55 議案第 63 号 平成 18 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 56 議案第 64 号 平成 18 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 57 議案第 65 号 平成 18 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 58 議案第 66 号 平成 18 年度大山町水道事業会計補正予算（第 3 号）
 日程第 59 議案第 67 号 平成 18 年度大山町索道事業会計補正予算（第 3 号）
 日程第 60 発議案第 1 号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について
 日程第 61 発議案第 2 号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則について

出席議員（21名）

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美智恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美保子
9 番 秋 田 美喜雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 二 宮 淳 一	16 番 椎 木 学
17 番 野 口 俊 明	18 番 沢 田 正 己
19 番 荒 松 廣 志	20 番 西 山 富三郎
21 番 鹿 島 功	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿 書記 …………… 汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山 口 隆 之 助役 …………… 田 中 祥 二
 教育長 …………… 山 田 晋 代表監査委員 …………… 椎 木 喜久男

大山支所長	……………	河 崎 博 光	中山支所長	……………	田 中 豊
総務課長	……………	諸 遊 雅 照	企画情報課長	……………	後 藤 透
住民生活課長	……………	福 田 勝 清	税務課長	……………	野 間 一 成
地域整備課長	……………	押 村 彰 文	産業振興課長	……………	渡 辺 収
水道課長	……………	小 西 正 記	福祉保健課長	……………	松 岡 久美子
人権推進課長	……………	近 藤 照 秋	教育次長	……………	狩 野 実
社会教育課長	……………	麴 谷 昭 久	幼児教育課長	……………	高 木 佐奈江
観光商工課長	……………	福 留 弘 明	診療所事務局長	……………	中 田 豊 三
農業委員会事務局長	……………	高 見 公 治			

午前10時00分 開会

○局長（小谷正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

○議長（鹿島 功君） ただいまの出席議員は21人です。定足数に達しておりますので、平成19年第3回大山町議会定例会を開催します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、8番岩井美保子君、9番秋田美喜雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします、本定例会の会期は、本日から3月23日までの17日間といたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月23日までの17日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局にありますので閲覧ください。

本日までに受理した請願と陳情は、お手元にお配りしました「請願文書表」及び「陳

情文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

次に12月定例会において可決した意見書は、12月22日に関係方面へ提出いたしました。また12月定例会において採択した陳情の第32号 通学路の安全確保を求める陳情は、町長に送付しておりましたが、お手元に配布のとおり処理の経過、並びに結果について報告がありました。

次に、本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、町長から政務報告並びに報告第1号 長期継続契約締結の報告の申し出があります。これを許します。町長。

○町長（山口隆之君） それでは平成19年度3月定例議会におきます政務の報告を申し上げます。12月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず総務課関係でございます。大山町行財政改革審議会の答申につきまして、大山町行財政改革審議会は、平成18年3月に設置をして以来、延べ14回の会合を重ねてまいりました。

さる2月22日の会議では、諮問をしていました「大山町行財政改革大綱及び集中改革プランの策定」についての答申をいただきました。今後はこの答申を重く受け止め、大山町の行財政改革を進めてまいりたいと考えております。

なお、答申に至るまでの間、長期にわたり慎重審議いただきました森安会長さんをはじめ委員各位に、深甚なる敬意を表するものであります。

次に職員の退職と新規採用についてでございます。町職員として、旧町から町政進展のためにご尽力をいただきました渡邊収産業振興課長、松岡久美子福祉保健課長、大塚典子中央公民館長兼名和公民館長、渡邊耕大山支所住民課長、小谷敏明大山支所住民課課長補佐が定年により、吉岡浩子所子保育所長兼庄内保育所長、池本純子庄内保育所長補佐が勸奨により、3月31日付でそれぞれ退職されることになりました。退職されます7人の皆さまには、在職中におけるご尽力に、深く感謝いたしますとともに、今後のご健勝とご活躍をご祈念申し上げるものであります。

また12月22日には、鳥取県町村会が実施した町村職員採用資格試験に合格した2人を対象に、大山町職員採用試験を実施いたしました。当日、うち1人が受験を辞退されたため、1人だけの試験参加となりましたが、面接による選考試験の結果、平成19年4月1日からこの者を、大山町職員として採用することに決定しております。

次に、企画情報課関係でございます。

大山振興計画についてであります。「大山恵みの里づくり計画」の推進主体を運営

するための中心的役割を担う人材を一般公募いたしました。募集の告知方法は、募集案内の全戸配布をはじめ、防災行政無線、広報だいせん、大山町ホームページ、地元紙への記事提供。そして、全国紙の大阪エリアやインターネット求人を利用いたしました。

応募は、本日今日を期限にいたしております。3月6日現在で、男性39人、女性4人のあわせて43人から応募がありました。その状況は、遠くは南は沖縄県、北は青森県で県内の応募者は5人です。年代別では、20代1人、30代9人、40代12人、50代15人、60代6人であります。今月中に最終選考をし、採用は、5月1日を予定しています。

税務課関係であります。

平成18年度の各税の徴収率並びに滞納処分の執行状況は、次のとおりであります。差押等法的処分を含めた徴収により、滞納繰越分の徴収率は昨年度に比較してアップしています。今後、年度末に向けて現年度分も含め徴収に一層努力してまいります。

まず平成18年度各税の徴収率であります。現年度分の徴収率は、町民税が78.51%、固定資産税が95.14%、軽自動車税が97.37%、国民健康保険税が91.73%。

滞納繰越分の徴収率であります。町民税が14.63%対前年度比1.2%の増であります。固定資産税が13.45%対前年度比4.0%の増、軽自動車税が26.36%対前年度比5.8%の増、国民健康保険税15.41%対前年度比2.3%の増であります。

次に滞納処分の執行状況についてであります。不動産の差押が20人で59件、今後さらに7人を予定いたしております。預貯金や債権の差押が3人で5件、今後1人を予定いたしております。交付要求換価済が2人で、その額が127万5,720円であります。執行停止が6人、今後2人を予定いたしておるところでございます。

次に、住民生活課の関係であります。

焼却施設設備の修繕業務について、名和クリーンセンター焼却設備修繕業務を1,428万円で内海プラント株式会社と契約を行っており、3月20日までに修繕業務が完了の予定であります。

可燃ごみの処理状況についてであります。平成17年度の可燃ごみの処理量は3,511トンで1日当たり14.63トンとなっており、平成16年度と比較しますと、282.1トンの減で前年度比7.4%の減となっております。

また平成18年度、これは18年4月から19年2月まででありますけれども、この処理量は3,082.9トンで1日あたり14.0トンとなっており、平成

17年度の同期と比べますと176.6トンの減で前年同期比率にして5.4%の減となっております。年末年始、施設の修理のとき以外は2箇所の処理施設で全量を処理しております。引き続き町民の皆さんに減量についての啓発等をよりいっそう推進したいと考えております。

次に人権推進課の関係でございます。

まず、平成18年度大山町人権・同和教育研究大会についてであります。12月9日、保健福祉センターなわにおいて大山町人権・同和教育研究大会を開催いたしました。今大会は「差別落書き」を主題として、参加者135人が三つの分科会に分かれ研究協議を行いました。

次に人権・同和教育推進協議会行政・総務部会並びに行政職員合同研修会についてでございます。2月6日と7日の二日間、4回に分けて人権・同和教育推進協議会行政・総務部会との共催により研修会を開催いたしました。今回は、「人権文化豊かなまちづくりのために」というテーマで、人権問題に造詣の深い講師をお迎えして、312人が人権問題について一層学習を深めてきたところであります。

次に大山町人権施策総合計画の策定と大山町男女共同参画プランについてであります。大山町人権施策総合計画につきましては、先般「大山町人権尊重の社会づくり審議会」から答申があり、2月に大山町人権施策総合計画を策定したところであります。今後は、この計画を柱として人権が尊重される町づくりを着実に推進して参りたいと思っております。また、男女共同参画プランにつきましては、昨年12月に実施しました町民アンケートの分析・考察を基に、3月には策定することといたしております。

次に下田中隣保館改築工事についてであります。

本工事につきましては、請負金額8,890万7,700円で株式会社なかやまにより2月末日に工事は完了いたしました。

次に産業振興課関係でございます。

まず「第9回全国和牛能力共進会大山町実施本部」の設立についてであります。

本年10月11日から開催をされます「第9回全国和牛能力共進会」を盛り上げ、本町を全国にPRするためJA、観光協会、住民団体などのご協力をいただき、2月21日に実施本部を設立しました。今後、内部体制を整備し、県の実行委員会等と連携しながら町一丸となって取り組んでまいります。

議員の皆さまにおかれましても大会の成功に向けご支援・ご協力をお願いをいたします。

次に大山町企業連絡会の開催についてであります。平成19年1月23日に大山町企業連絡会議を開催したところ、会員企業から17名、鳥取県商工労働部から2名の参加をいただき、町からは4名が参加をいたしました。今回は大山電機株式会

社の藤居社長の「鳥取県経営革新大賞」の取り組みの事例発表を聞かせていただき研修会をおこないました。

町内企業の情報交換を積極的に行い、企業のニーズを把握しながら新たな雇用創出につながるよう引き続き取り組んでまいります。

次に「農地・水・環境保全向上対策実施説明会」の実施についてであります。来年度から始まります「農地・水・環境保全向上対策」について去る2月28日中山・名和・大山地区で説明会を実施しました。この春からの取り組みとなることから希望された集落の代表者の方に活動組織を立ち上げるための規約、活動計画の作成等について説明をさせていただきました。

次に災害復旧事業についてであります。平成18年7月発生の豪雨災害による農地農業用施設災害復旧事業について、平成18年災47-4、47-221、47-223、47-224の合冊工事を2,593万5,000円で有限会社小倉興産が請負施工中であります。

次に新農業水利システム保全対策事業についてであります。坪田1区用水路改修工事を278万2,500円で有限会社古村重機が請負施工中であります。

次に、「大山町高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」の策定についてであります。全国でも多大な被害を及ぼしております鳥インフルエンザの対策につきまして適正な対応を図るよう「大山町高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」を策定しました。

本マニュアルは鳥インフルエンザの感染防止、食の安全確保、人への感染防止のため、町の速やかな情報伝達、意思決定と関係各課の連携した対応の実施により町民の安全確保を図ることを目的として定めたものであります。また、町内の養鶏業者には県告示により場内の消毒が義務付けられ、2月28日までに全ての農場で消毒が行われております。

次に中山支所ふるさと振興課関係でございます。

まず下水道整備事業について、宮川河川改修工事に伴う下水道管布設替工事を336万円で有限会社モロユ水道が請負施工中であります。

次に農地・農業用施設災害復旧事業についてであります。平成18年に発生をした災害復旧工事の47-1、47-208、47-210、47-211の合冊工事を322万3,500円で有限会社きのえが、47-2、47-212合冊工事を135万4,500円で有限会社ナカヤマが、47-3、47-209合併工事を123万9,000円で有限会社三千代建設が、47-201、47-202合冊工事を323万4,000円で有限会社林原工業が、47-203、47-204合冊工事を123万9,000円で有限会社前田建設が、47-205、47-206、47-207合冊工事を504万円で平成グリーン有限会社が、47-21

3、47-214合冊工事を129万6,750円で有限会社山下水道設備が、47-215、47-216合冊工事を220万5,000円で有限会社原田建設が、47-217復旧工事を105万円円で有限会社ミヤサトが、請負施工中であります。

次に新農業水利システム対策事業についてであります。松本井手水路改修工事を52万5,000円で有限会社原田建設が、中井手樋門改修工事を39万9,000円で有限会社野口商事が、下甲樋門改修工事を35万7,000円で有限会社山下水道設備が請負施工中であります。

次に、港整備交付金事業についてであります。御崎漁港整備事業は、測量及び設計業務を完了し、第一期工事の発注に向け準備中であります。

次に観光商工課関係であります。

まずスキー場の営業状況について、今シーズンは全国的に記録的な暖冬となり、12月23日のスキー場開き祭は雪化粧はしたものの、リフト運転はできないという状況での先行き不安なスタートとなりました。年末からようやく全スキー場が営業を開始し、積雪に問題の無かった1月後半から2月前半にかけては、平日駐車料金のキャッシュバックやリフト料金の見直し効果で前年を上回る入り込みとなりましたが、2月14日の春一番により、雪の消失という壊滅的な打撃を受けてしまいました。以降、各スキー場とも懸命なコース確保の努力を行ないましたが、自然には勝てず順次営業を休止するといった状態になっております。この状況のままシーズンが終了しますと、大山スキー場50年の歴史上最悪のシーズンとなり、地域経済にも非常に大きな悪影響を及ぼすものと危惧をいたしております。

次に我孫子市との交流事業についてであります。2月10日に千葉県我孫子市からの市民交流団を大山町にて受け入れました。野鳥そして志賀直哉の繋がり本町からは我孫子市で開催されるジャパンボードフェスティバルに出展してまいりましたが、今回福嶋前市長以下我孫子市民16名の交流団が、大山を会場に公募で参加した本町の親子と一緒に鳥凧づくり体験をしたり、スノーシューで山中散歩を体験したりで交流を深めました。

次に地域整備課関係であります。

まず、町道の改良事業についてでございます。町道高橋樋谷線道路改良工事を1,449万円円で有限会社権田工務店が、町道山村文珠領線改良工事を1,575万円円で有限会社大喜建設が、町道押平所子線道路改良工事を489万3,000円で有限会社ナカヤマが、町道赤坂東線改良工事を1,856万4,000円で有限会社野口商事が、町道上坪名和神社線道路改良工事を514万5,000円で有限会社前田建設が請負施工中であります。町道報国羽田井線道路改良工事を3,385万8,300円で有限会社八晃建設が請負、完了いたしました。

災害復旧事業についてであります。公共土木災害復旧工事13件を発注し、現在施

工中が9件、既に完成をした工事が3件であります。またオオサンショウウオの生息調査のため未着工工事が1件であります。

次に水道課関係でございます。

下水道関係について、光徳地区8工区管路新設工事を443万1,000円で松岡建設有限会社が、名和地区5工区管路新設工事を483万円で有限会社山下水道設備が請負施工中であります。光徳地区農業集落排水処理施設の通水式を2月28日に議長様をはじめ経済建設常任委員さんに参列いただき執り行いました。大山町で21基目の施設の完成で計画されておりました処理施設建設は全て終了し、今後は施設の維持管理が主となってまいります。

次に水道関係であります。高規格道路に伴う水道管橋梁添架工事を155万4,000円で株式会社船越建設が、名和地区配水管新設工事坪田3区を117万6,000円で、有限会社山下水道設備が請負施工中であります。

次に学校教育課関係であります。

まず名和小学校統合校舎についてです。名和小学校統合校舎新築工事が完了し、3月12日に町に引渡しの予定であります。3月20日には新校舎体育館で東西校舎合同の卒業式を挙げる予定であります。平成19年度の始業式に合わせて、4月9日に落成式、開校式等を行い、本格的に使用を開始をいたします。

次に大山町教育審議会の開催についてであります。地域に根ざした大山町教育の推進を図るため、教育審議会を設置し、1月12日に第1回の審議会を開催いたしました。教育委員長より「児童・生徒が減少する中での活力ある学校教育のあり方について」等について諮問を行い、すでに、幼児教育、学校教育、社会教育の各部会で具体的な審議に入っております。今後、審議を重ね、19年度末には答申をいただく予定であります。

次に教育施設整備についてであります。名和学校給食センター米飯用改修工事は、有限会社アカギが1,266万3,000円で請負施工中であります。大山中学校敷地排水改修他工事は、有限会社前田建設が792万7,500円で請け負い、工事が完了しております。大山小学校暖房ボイラー取替工事は、有限会社モロユ水道が309万7,500円で請け負い、工事が完了いたしております。

次に社会教育課関係であります。

まず大山町成人式について、平成19年「大山町成人式」を1月7日に開催いたしました。昭和61年4月2日から昭和62年4月1日生まれの新成人対象者女性133名、男性110名の合計243名の内、当日は191名の出席があり、来賓の皆さまとともに新成人の門出をお祝いいたしました。式典では公民館コーラスグループによる合唱でお祝いをしていただきました。中学校時代の恩師や友達と久しぶりに出会い近況を語り合い、小学校卒業時のタイムカプセルの開封、また地区ご

とに記念写真を撮り楽しい時間を過ごしました。

次に嘉手納町・大山町人材育成交流事業についてであります。1月30日から2月2日まで3泊4日の日程で、沖縄県嘉手納町から女子10名、男子6名の児童、引率3名が来町され、民泊家庭児童との交流や、大山でのスキー交流、学校訪問、工場見学を通じて交流を深める機会となりました。

この交流を今後も継続していくため、全町児童を対象にして民泊家庭を募集し、中山地区2家庭、大山地区6家庭で受け入れていただきました。今年の夏には本町児童が嘉手納町を訪問し交流を深め、両町の発展に寄与したいと思っております。

次に大山町生涯学習推進大会についてであります。3月3日、中山生活想像館を会場にして「大山町生涯学習推進大会」を開催いたしました。講演では、「まちづくりの新しい風」と題し、愛媛県伊予市在住で人間牧場主宰の若松進一氏に、まちづくり、人づくりについて自分自身の体験を通したお話しをしていただきました。また、子どもたちをとりまく行政支援、ボランティア活動の実例、地域コミュニティーにおける子どもたちの活動について実践発表があり、生涯学習のまちづくり、地域活動について考える機会となりました。

次に幼児教育課関係であります。

子育て講座・親学セミナーの開催についてでございます。各保育所の参観日を利用して、『子育て講座』を開催し、親が元気でやさしく、子どもとともに生き生きとがんばっていただけるよう、講演会や実技を伴う講習会など、延べ325人の保護者にご参加いただきました。

また、小学校就学前の児童の保護者を対象に3月5日と6日に中山、大山の2会場で『親学セミナー』を行っております。延べ100人を予定いたしておりましたが昨日終了いたしまして130人の方がご参加をいただき、就学前の子どもたちの心の発達をテーマに講演を聴きました。

次に要保護児童対策地域協議会の運用についてであります。虐待、その他保護を要する児童について関係機関と連携して支援していく『大山町要保護児童対策地域協議会』を12月25日に開催し、児童虐待の現状と課題について検討をいたしました。当日は、町内の民生児童委員の皆さまにも参加していただき、『児童虐待を防ぐために私たちにできること』というテーマの講演を聞き、対応について研修しました。児童の養護や虐待相談については、システム整備と職員の研修強化により、対応に遺漏がないよう努めてまいります。

以上で政務の報告を終わります。

続きまして報告第1号長期継続契約締結の報告について、本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、リース契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。

契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針の説明について

○議長（鹿島 功君） 日程第4、施政方針の説明を議題にします。平成19年度大山町の施政方針について説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） それでは平成19年度の歳入歳出予算を大山町議会に提出するにあたり、本予算を通じて、今後の行政運営をはじめ施政の方針について一端を申し上げ、議会の皆さんと町民の皆さんにご理解とご協力をお願いする次第であります。

我が国の経済は、消費に弱さがみられるものの、景気は回復の傾向にあります。国内総生産の成長率は、名目2.2%程度、実質2.0%程度と見込まれ企業部門の好調さが、雇用・所得環境の改善を通じて、家計部門へ波及し、民間需要中心の回復が続くと予測されております。

平成19年度の国の方針についても、「創造と成長」の実現を図るとの方針の下で、地域経済の活性化や再チャレンジ可能な社会を目指すための取り組みを強化し、また「成長なくして財政再建なし」の理念の下、成長力強化を図りつつ、車の両輪である行財政改革を断行することといたしております。

平成19年度国の地方財政は、総額83兆円と基本方針2006に沿って地方財政計画の規模抑制に努めてもなお、大幅な財源不足の状況にあります。

借入金残高は本年度末には199兆円と見込まれ、今後、その償還負担が高水準で続くことに加えて、社会保障関係経費の自然増等が見込まれるところであり、将来の財政運営が圧迫されることが懸念をされております。

一方地方におきましても、三位一体改革により地方税の大幅な増額が図られてはいるものの、反面、所得譲与税の皆減や新型交付税制度の導入に伴い、地方交付税は減額される等、都市部と地方交付税に依存度の高い地方部の財政格差はますます拡大をいたしております。

現下の極めて厳しい地方財政の状況、国・地方公共団体を通ずる歳入・歳出一体改革の必要を踏まえる時、引き続き地方公共団体においては、地方分権の時代にふさわしい、簡素で効率的な行政システムを構築するため、徹底した行財政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務であります。

平成17年3月28日新大山町誕生以来、旧3町の個性と工夫に満ちた魅力あるまちづくりを継承するとともに、財政の健全化や少子・高齢化対策など地域の課題について、議会の皆さんや町民の皆さんの深いご理解とご協力により取り組みを進めてまいりました。

平成19年度予算は、地方分権や三位一体改革の一環として行われる所得税から個人住民税への税源移譲により微増はするものの、地方交付税制度の簡素化を目的とした新型交付税の導入や臨時財政対策債の減少にともない、厳しい経済情勢財政状況ではありますが、限られた財源を効率的に配分しつつ、事務事業の評価・検証を行い、町民の皆さんと議会・行政が一致協力し、新たに策定をいたしました大山町総合計画の基本理念であります「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまち作り、人と人、人と自然が心でつながるまち」の実現に向け、全力を傾注して取り組んでまいり所存でありますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成19年度予算の概要につきまして、各分野における施策の推進とその指針につきまして、ご説明を申し上げます。

まず社会基盤・生活環境についてでございます。

「自然と調和した快適な生活空間を実現するまちづくりをめざします。」永年の懸案であります一般国道9号東伯淀江間高規格道路の改築促進については、この秋には、淀江大山インターから大山インターまでの開通が、来春には、大山インターから名和インターまでの間の開通が予定されております。未事業化区間の中山・下市間については、引き続き早期の事業化を、国・県はじめ関係機関に働きかけてまいります。

町道整備では、すでに着工いたしております町道山村文珠領線の道路改良工事及び自歩道設置、町道報国羽田井線道路改良工事を継続いたしますとともに、新たに、町道種原大野線の道路改良工事及び除雪帯設置、町道上万保田線の路肩側溝整備工事等に着手をいたします。その他、集落内道路の維持補修に対して、建設機械借上料・補修用原材料費を支給してまいります。

農免農道整備事業では、第2大名地区及び汗入地区事業として、道路整備事業を実施してまいります。

住宅施策では、田舎暮らしやアウトドア活動による移住、Uターン・Iターン等の希望者が全国的に増えつつありますので、移住ビジネスについての研究や、長期滞在用の貸家や遊休農地等の情報管理を行うため、「空き家・空き地バンク制度」「移住支援制度」を創設し、定住化による人口増加を目指してまいります。

公共交通対策といたしましては、高齢者や交通弱者の皆さんの買物、通院、通学の手段として、名和地区でご利用いただいております巡回バスの運行エリアを、中

山地区にも拡げ試験運行いたしますとともに、交通弱者対策としての福祉タクシー助成制度を継続してまいります。

交通安全対策では、カーブミラーやガードレール等の整備を年次的に行ってまいりましたが、さらに交通安全意識の普及啓発に努め、交通事故の減少や交通違反の撲滅に努めてまいります。

防災対策では、住民の生命、身体財産の安全と保護を図るため、自主防災組織の育成に努めますとともに、総合防災訓練を実施してまいります。

また、外国からの武力攻撃やテロ対策として、大山町国民保護計画に基づき体制の整備を図ってまいります。

合併に伴う財政支援制度により整備をいたしました情報通信基盤整備事業では、情報格差を是正いたしますとともに、ケーブルテレビを利活用し、議会中継や文字放送等迅速かつリアルな情報の提供に努め、災害情報の伝達や住民サービスの向上を図ってまいります。

環境衛生対策では、本年1月から、町民の皆さんのご理解により、増大するごみの減量化に向け、ごみ袋の有料化に踏み切ることといたしましたが、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、使用済乾電池・蛍光灯など分別収集のさらなる徹底に努めてまいります。

また、平成14年度から稼働停止をしています旧大山町焼却場の解体撤去に向け、発注仕様書作成業務に着手いたしますとともにダイオキシン類調査を実施し、地域住民の安心、安全の確保に努めてまいります。

環境ISOの推進につきましては、職場内における環境への配慮や省資源・省エネルギーなど、ISOマネジメントプログラムを順守して行きますとともに、ISOサイト以外の部署におきましても、地球温暖化防止計画を策定し、職員の環境意識の高揚に努めてまいります。

また平成18年度に策定しました大山町地域新エネルギービジョンに基づき、町民の皆さんとの協働により、「豊かな自然を守る循環型システムの確立」や「豊かな自然と共生する体験交流事業の展開」など4つのシンボル事業の実施をめざしてまいります。

次に教育・人権・文化・スポーツについてであります。

「地域の特性を活かし、共生する教育・文化のまちづくりをめざします。」

学校教育では、基礎・基本の確かな学力の定着を図り、自ら学び自ら考える「生きる力の育成」を教育の重点目標に、健康教育の推進、外国語指導助手を活用した英語活動や国際理解教育、地産地消を踏まえた食の指導、地域人材を活用した総合学習など「地域に開かれた学校づくり」を、具体的に展開してまいりたいと考えております。

また、不登校児童・生徒の学校への早期復帰を支援するため、常勤の職員を2人、非常勤の相談員1人を配置して旧庄内小学校校舎を活用して、大山町教育支援センター「寺子屋」の設置をしております。

名和学校給食センターの施設改修により、町内すべての小・中学校において地元産の米を使用した地元炊飯が可能になりましたので、週4回米飯給食を実施し町内の食材を使ったおいしいご飯を食べ、併せて地産地消を推進しております。

次に、郷土を知り大山町に誇りを持たせる教育を推進するため、大山町の産業、自然、歴史や文化について小・中学生用学習資料を作成し、学校での座学に加え見学や体験を組み合わせたふるさと学習を積極的に展開しております。

次に、これまで米子市に区域外就学を行っていた一ノ谷地区が、平成19年度より大山小学校に通学をすることになりましたので、スクールバスを購入し、大山地区全体の通学支援の充実に努めてまいります。

更に、児童・生徒の教育環境の拡充整備のため、中山小学校耐震補強及び大規模改修工事と大山中学校技術棟改修工事を施工いたします。

社会教育では、「生涯学習のまちづくり」を目指し、町民の主体的な学習や実践、ボランティア活動を積極的に展開しておりますとともに、子ども会や女性団体、青年団などの地域団体やPTAなどの社会教育関係団体を育成し地域活動を一層進めて参ります。

公民館活動では、サークル活動など自主的な学習を支援する一方で、新たに「大山学」講座を開設し、郷土の歴史・文化活動や子育てなど、多様な学習機会を町民へ提供しております。

また、通学合宿など親子のあり方や新しい家庭教育の実践をはじめ漁業従事者などを対象にした成人講座や専門講座を開設いたします。

読書活動の推進については、図書館や学校図書室を拠点とした親子読書活動の充実に努め、さらにブックモバイル車を巡回して町内各所に配本するなど暮らしの中に本のあるまちづくりを一層進めてまいります。

人権教育・人権啓発では、策定しました人権施策総合計画を基本に、中山ふれあいセンターや人権交流センター、中高ふれあい文化センターを拠点として、同和問題をはじめとする女性、障害者、子ども、高齢者、在住外国人などあらゆる人権を尊重するまちづくりに取り組みますとともに、男女共同参画につきましても、その重要性を深く認識し、普及啓発活動に努めてまいります。

また、施設の特性を生かし地域福祉・地域コミュニティーの推進、人権啓発のための交流についても積極的に取り組んでまいります。

文化財保護では、大山町所子の門脇家、東門脇家などの伝統的建造物群保存地区を有する本町において、全国重要文化財民家の会が開催されますが、平成20年度

国史跡指定に向け、大山僧坊跡試掘調査を実施してまいります。

さらに町内の文化財について新たな視点から価値を見直すとともに世界遺産登録についても検討・研究をはじめたいと考えております。

また、町内で発掘した埋蔵文化財の保管、修復などが数ヶ所に分散していましたが、旧庄内小学校を拠点に一元的に保存、管理、整理して展示のあり方についても検討をしてまいります。

社会体育では、マラソンフェスタ、クロスカントリー大会、町民運動会の開催をはじめ本年は、大山スキー場で県民スポレク冬季大会が開催予定であり、見るスポーツに併せ参加するスポーツを振興して町民の体力づくりに取り組んでまいります。

幼児教育では、昨年策定しました「子ども教育振興計画」を具現化した「子ども教育プログラム」を活用し、子どもたちの発達段階に応じて、家庭、地域、保育所、学校における保育と教育の実践を総合的に進めてまいります。

さらに保育所と小学校の連携を進めるため小学校の先生を保育所に1年間派遣し、年長組の保育内容と小学校1年生の指導内容について、連携モデルを実践研究し、幼児教育の充実を図っていきます。

また、親や地域社会の人たちが自信をもって子育てに取り組めるための親学講座、子育て実践交流会、入学直前講座などの開催をはじめ、保育所・小学校・中学校・ふれあい会館と連携し、保護者を対象とした学習会を展開してまいります。

19年度は保育所の活動を高めていくため、新たに「特色ある保育所づくり事業」に取り組み、世代間交流、体力づくり、食育活動、農業体験など、子どもたちが楽しみながら学ぶさまざまな事業を計画してまいります。

また、ブックスタートから就学前までの子どもやその保護者を対象に読書活動を進めるため専門の司書を配置して、生まれてから中学校まで読書の生活習慣の定着を図ってまいります。

放課後児童クラブでは、放課後、養育する者がいない児童を対象に、保育、指導し健全な育成を図っていますが、新年度は専門職員を充実して5クラブの連携をより一層強め、指導内容の充実に努めてまいります。

保育所の児童数は、町内10カ所の保育所のうち、定員の半分の保育所がある一方、乳児保育希望者や定員オーバーの保育所がありますが、町全体では減少傾向にあり、併せて施設の老朽化など今後の在り方の検討が急務となってきております。

今後、教育審議会幼児教育部会の協議や各保育所での教育懇談会などを通して保護者や地域の皆さんにご理解をいただきながら、町民の方々の期待に応える保育所経営と幼児教育の充実に努めてまいります。

次に保健・医療・福祉についてであります。

「地域でつながり、支え合う、健康と福祉のまちづくりをめざします。」

社会福祉関係では、3カ所の保健福祉センターと4カ所の国民健康保険直営診療所、地域包括支援センターを拠点とした保健・医療・福祉の3分野の相互連携により、健康教育、健康相談、救急医療体制の強化に努めてまいりました。

さらに平成19年度には、医療・福祉との連携により、人生の終えんを安心して地域・家庭で向かえることができる地域医療、在宅医療や終末医療、看取り、こういった地域医療の仕組みづくりを検討してまいります。

地域福祉対策では、集落・グループが自主的に取り組む福祉活動を支援するための部落福祉活動支援制度や、高齢者、障害者が集落内集会所を利用しやすくするための施設改修に係る費用の助成を行う生きがい拠点施設整備制度を継続してまいります。

高齢者対策では、社会福祉協議会などの関係機関や住民団体と連携し、老後を健康で生き活きと暮らすことができるよう、一人暮らしや高齢者世帯への配食サービス事業や閉じこもり防止のための生きがい活動支援事業、通院など日常生活の中で交通手段を持たない高齢者を対象とした外出支援事業、認知症予防教室、転倒予防教室を実施してまいります。

障害者福祉では、身体障害者、知的障害者、精神障害者の皆さんの自立と社会参加を促進し、よりよい日常生活や社会生活を送られることが出来るよう、補装具・日常生活用具給付事業、医療費助成事業、住宅改良助成事業などの障害者福祉施策の推進に努めてまいります。

保健衛生・予防対策では、専任の医師を配置し、機能訓練・転倒予防などの介護予防事業に取り組んできておりますが、今後におきましても、介護予防施策の充実や高齢者福祉機関、学校、地域などとの連携を図り、地域に開かれた高齢者福祉のシステムづくりに取り組んでまいります。

子育て支援では、ふれあい会館や児童館や診療所を拠点施設として、ファミリーサポート事業や子育てサークルの育成支援、病後児保育など、町民みんなで子育てを支援する体制づくりに努めてまいります。

また、児童虐待やDVに対応した、ネットワークづくりにも取り組んでまいります。

次に、産業と雇用であります。

「大山町の特性を活かし、魅力ある産業を展開するまちづくりをめざします。」

大山町の基幹産業である農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化、農産物価格の低迷、耕作放棄地の増加など多くの課題を抱え、厳しい環境にあります。機械施設の近代化省力化による経営の合理化、中山間地域等直接支払推進事業の拡充やチャレンジプラン支援事業等の実施により、担い手農家や農業後継者の育成、新規就農者の支援、農業経営基盤の強化を図ってまいります。

次に住民自治・行財政について。「一人ひとりが大切にされ活かされる協働のまちづくりをめざします。」まちづくりを進めていくうえで、町民の皆さんと行政が協働で施策を進めることは極めて重要であります。地方分権の時代にふさわしい住民自治を推進し、発展させていくため、自治基本条例の策定や自治組織の仕組みづくりについての研究を始めてまいります。

住民参画の推進では、各種審議会、委員会等各種委員の選任にあたり、公募を原則として、まちづくりへの参画機会の拡充に努めてまいります。

地域コミュニティでは、自らが住み暮らす地域の改善や活性化を図る取組みを支援するための「ふるさと活性化事業補助金」や、3町合併に伴います人、組織、各種団体の交流を促進するため「大山町交流促進支援交付金」を引き続き計上いたしております。

世代間の交流では、生活様式の多様化や都市化の進行により地域社会に対する帰属意識が薄まり、地域のふれあいや連帯感が失われつつあります。子どもと中高年・高齢者の交流など世代間の交流促進を図るため、行事、祭、イベントを支援してまいります。

国際交流・国内交流では、旧3町で取組んでこられました交流の意思と過程を尊重しアメリカテメキュラ市、韓国江原道襄陽郡、広島県呉市、沖縄県嘉手納町との交流のほか、町内中学校と国際姉妹縁組中学校との交流についても、継続してまいります。

広報広聴事業では、行政の透明化と情報公開をより積極的に推進するため、広報「だいせん」・ケーブルテレビ・防災無線業務の集中化を図り、住民自治やまちづくり活動に必要な行政情報の積極的な提供と共有化に努めますとともに、「町長への手紙」、ホームページの「掲示板」などによる広聴事業の充実に努めてまいります。

健全な財政運営では、長引く景気の低迷により、自主財源であります町税収入が伸び悩み、財政状況は逼迫しております。また、依存財源においても、三位一体の改革や国県の苦しい財政事情により、大変厳しい状況に追い込まれております。限られた財源を最大限に活かし、重点施策への優先的な投資に努めますとともに、事務事業の見直しや、自主財源確保のため税、貸付金、使用料、負担金等の滞納金徴収対策、遊休地の処分に取り組む、財政の健全化を図ってまいります。先般、大山町行財政改革審議会から行財政改革大綱や集中改革プラン、補助金等の見直しについて答申をいただきました。この答申を重く受け止め、自己決定・自己責任の原則に基づき、行政体制の整備や行財政改革に努めスリムな行政を目指してまいりたいと考えております。

このほか、平成19年4月1日から、中山温泉館・生活想像館・及びふるさとフォーラムなかやま文教の森四季彩園、社会体育施設、名和地域休養施設、大山スポ

一ツ公園の各施設に指定管理者制度を導入し、維持管理経費の縮減に努めてまいります。

平成17年度決算における財政指標を見ますと、経常収支比率、89.9%、平成15年度から17年度までの3カ年平均の起債制限比率11.3%、公債費負担比率20.8%と財政指標数値におきましても財政の硬直化が顕著になっており、最後の頼みであります基金積立金も年々減少する現状を直視し、引続き人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費、公債費といった経常経費や特別会計繰出金の削減に努め、健全な財政運営に取り組んでまいります。

終わりに各部門にわたり、平成19年度の主要施策につきまして、その取組みの方針をご説明いたしました。平成19年度予算は、町税、地方交付税、国・県支出金、基金など歳入財源の確保が極めて困難な状況下、大山町総合計画の基本理念であります「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまちづくり」元年として、苦しい懐事情にも拘らず創意工夫を重ね予算編成に取り組んでまいりました。

町民の皆さんのご要望の総てにお応えすることは困難であります。執行に際しましては、先刻破綻をいたしました夕張市を他山の石と考え、更なる事務事業の見直しや、費用対効果を基本に、慎重なる予算執行をしてまいりたいと考えておるところであります。

重ねて議会の皆さんの深いご理解とご協力をお願い申し上げ、平成19年度の大山町の施政方針の説明とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩します。再開は11時10分とさせていただきます。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

日程第5 議案第13号から日程第59 議案67号

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。日程第5、議案第13号 大山町放課後児童クラブ条例の制定についてから、日程第59、議案第67号 平成18年度大山町索道事業会計補正予算（第3号）まで、計55件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第13号から提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第13号 大山町放課後児童クラブ条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業を行うため、放課後児童クラブを設置し、管理及び利用について必要な事項を定めるものがあります。放課後児童クラブは、放課後

家庭において児童を養育する者がいない小学校の児童を対象として保育及び指導を行い、児童の健全な育成を図るものであります。現在、放課後児童クラブではおやつ代のみを徴収しており、費用負担の公平性、平等性の観点から、放課後児童クラブ使用料を徴収するものであります。この条例は、平成19年4月1日から施行することといたしております。以上で議案第13号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第14号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本町では将来の通信と放送技術の進展に対応可能な情報通信基盤の整備を進めるため、平成18年度事業として全町に光ケーブルを敷設してまいりました。工事もほぼ終了し、平成19年度には全町でケーブルテレビなどの利用ができるようになります。

今回の条例改正は、この情報通信基盤にかかる歳出、歳入など予算を明らかにするため、新たに大山町情報通信事業特別会計を設けるものであります。また、条例第1条に掲げる特別会計の順番が、議会に提案する順番と異なっておりましたので、今回の条例改正にあわせ改めるものであります。

なお、条例の施行時期は平成19年4月1日からとしております。以上で議案第14号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第15号 大山町課設置条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

本案は、新年度に向け役場の機構改革を実施するため、条例の改正を行うものであります。本町では、町の活性化を図るため、合併時に策定をした新町まちづくりプランをもとに、大山町総合計画及び大山町恵みの里づくり計画を策定いたしました。平成19年度におきましては、これらの計画を実現する為、具体的な事業に本格的に着手していくこととしております。大山恵みの里づくり計画は、公社の設立を始め農林水産業、観光など幅広い部門が関係する計画となっております。この計画を具現化するため、今まで計画の立案に携わってきた企画情報課の大山振興室を大山振興課として発足させ、公社設立など大山恵みの里づくり計画の推進に関わる業務と関係課で実施する大山恵みの里づくり計画の推進にかかわる業務の統括をこの課で行わせるよう考えております。

企画情報課においては、大山振興室が独立をしますが、平成19年度から始まるケーブルテレビの開始に伴い、広報紙、防災無線など町からの情報発信の一元化を図るよう考えております。また、総務課の業務と調整を図り、交通安全を企画情報課の業務とするようにいたしております。

また、産業振興課では農林水産業と企業誘致及び雇用関係の業務を行ってまいりましたが、企業誘致及び雇用関係の業務を観光商工課に移し、特に本町の基幹産業で

ある農林水産業に力を入れたいと考え産業振興課の名称を農林水産課といたします。

観光商工課においては所属の職員を、県の大阪事務所に派遣しておりますので、観光商工課において企業誘致にも一層力を入れていきたいと考えております。なお、条例の施行時期は平成19年4月1日からといたしております。以上で議案第15号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第16号 大山町立学校等設置条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、名和小学校統合校舎の新築完成に伴い、現在の大山町立名和小学校西校舎及び東校舎を廃止し、平成19年度に新たに大山町立名和小学校を設置するため、小学校の名称及び位置を改めることについて、条例の一部を改正するものであります。

附則で、施行を平成19年4月1日といたしております。以上で議案第16号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第17号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

本案は、人事院勧告による扶養手当の改正、地方自治法の改正による会計管理者の設置などにより、条例の改正を行うものです。

平成18年度人事院勧告では、官民格差が極めて小さいということで給料、期末手当などの改定は行われませんでした。少子化対策がわが国全体の重要な課題として取り組まれている中で、扶養手当の充実を図ることとなり、3人目以降の扶養手当の支給月額を1,000円引き上げて6,000円にし、2人目までと同じ額にするという勧告が出されました。本町においてもこの勧告に合わせ改正するものであります。

条例第16条第2項は、時間外勤務手当等を計算する際の基礎となる一時間当たりの給料額の算出について定めたものでありますが、算定の基礎となる内容が国のものと相違しており、本町の条例では住宅手当の額を入れて算出しておりましたので、これを削除し国のものに合わせるよう改正を行うものであります。

別表第2の行政職給料表級別職務分類表につきましては、地方自治法の改正により会計管理者を設置することになりましたので、5級、6級に会計管理者の職務を入れるよう改正いたしております。また、別表第2の医療職給料表（一）級別標準職務表につきましては、4級を診療所長としておりましたが、県から派遣される医師は、1級の医師が派遣されています。現在、医師は補職として各診療所の所長という位置づけにしておりますので、混乱のないよう職務表を改めるものであります。

なお、条例の施行時期は平成19年4月1日からといたしております。以上で議案第17号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第18号 大山町隣保館条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、大山町下田中隣保館を新しく建設したことにより、その名称及び位置について、条例の一部を改正するものであります。尚、附則におきまして施行期日は平成19年4月1日からとしております。

また、この名称の一部改正により、「大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」並びに「大山町下田中老人憩いの家条例」及び「大山町浜ノ上地区集会所条例」の一部を改正するものであります。以上で議案第18号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第19号 大山町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、各地区で取り扱いが異なっていた部落公民館・集会所の下水道使用料を統一するために改正するものであります。

改正内容は大山町農業集落排水処理施設条例第19条第1項の次に第2項を追加し、部落公民館・集会所の下水道使用料金の徴収時期を、別表第3で部落公民館・集会所の使用料金を、附則で施行時期を定めております。以上で議案第19号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第20号 大山町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

本案は、各地区で取り扱いが異なっていた部落公民館・集会所の下水道使用料を統一するために改正するものであります。

改正内容は大山町公共下水道条例の別表で部落公民館・集会所の使用料金と徴収時期を、附則で施行時期を定めております。以上で議案第20号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第21号 大山町開拓専用水道管理条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、各地区で取り扱いが異なっていた部落公民館・集会所の水道使用料を統一するために改正するものであります。

改正内容は、大山町開拓専用水道条例第20条の料金表に定めてある合併前の中山町の給水区域の部落公民館用の料金表を削除し、新たに町内の部落公民館・集会所の水道使用料を定めております。同21条第1項の次に第2項を追加し賦課徴収する時期と世帯数の確認方法を定めております。

附則では、この条例の施行時期を定めております。以上で議案第21号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第22号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正す

る条例について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、各地区で取り扱いが違っていた部落公民館・集会所の水道使用料を統一するための改正と種原簡易水道の料金体系を人員割から従量制に改正するものであります。

改正内容は大山町水道事業の設置及び給水に関する条例第30条第2項の次に第3項を追加し、賦課徴収する時期と世帯数の確認方法を、別表第2に定めてある合併前の中山町の給水区域の水道使用料の部落公民館用の料金表を削除し、新たに町内の部落公民館・集会所の水道使用料を定めています。

併せて別表第2で大山地区水道使用料の種原地区簡易水道使用料金を従量制に変更いたしております。

附則では、この条例の施行時期を定めております。以上で議案第22号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第23号 鳥取県西部広域行政管理組合の規約を変更する協議について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成18年6月7日に公布された地方自治法の一部を改正する法律が、平成19年4月1日から施行されることにより、助役及び吏員制度が見直され、並びに収入役制度が廃止されることにともない、組合規約を変更する必要性が生じたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な変更点について、ご説明をいたします。第8条の見出し中「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に、同条第1項中「、副管理者9人及び収入役1人」を「及び副管理者9人」に、同条第3項中「米子市助役」を「米子市副市長」に改めますとともに、同条第4項を削除し、同条の次に第8条の2として、会計管理者設置に係る新たな条項を加えております。

第10条では、「吏員その他の職員」を「管理者の補助機関である職員」に語句の改正をいたしますとともに、附則でこの規約の施行日を、平成19年4月1日と定めております。以上で、議案第23号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第24号 鳥取県町村職員退職手当組合規約を変更する協議について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が、平成19年4月1日から施行されることに伴い、収入役制度が廃止され、会計管理者の設置が必要であることから、組合に会計管理者1人を設置し、会計管理者は組合職員のうちから、組合長がこれを任命するものであること、及び「吏員その他の職員」が「職員」とされたことに伴い、組合規約に所要の整備を加える必要性が生じたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

附則でこの規約の施行日を、平成19年4月1日と定めております。以上で、議案第24号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第25号 鳥取県町村消防災害補償組規約を変更する協議について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が、平成17年7月1日から施行されたこと並びに消防組織法の一部を改正する法律が、平成18年6月14日から施行されたことに伴い、引用条項の整備を行うものであります。

同様に、地方自治法の一部を改正する法律が、平成19年4月1日から施行されることに伴い、収入役制度が廃止され、会計管理者の設置が必要となることから組合に会計管理者1人を設置し、会計管理者は組合職員のうちから、組合長がこれを任命するものであること、及び「吏員その他の職員」が「職員」とされたこと等により、組規約に所要の整備を加える必要が生じたので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

附則でこの規約の施行日を、平成19年4月1日と定めております。以上で、議案第25号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第26号 町道路線の認定について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町下甲地内、下甲農免農道から分岐し、町道中山口住吉線へ通じる路線であります。この路線は、中山小学校の通学路として利用され、歩道付き道路として整備されており、公益性からも町道として適正管理を行うべき道路として、町道認定をお願いするものであります。

路線名は、町道中山小学校線とし、延長は約100mで、起点は大山町下甲、下甲農免農道交差点、終点を大山町下甲、町道中山口住吉線交差点とし、道路法第8条第2項の規定により、議決を求めるものであります。以上で議案第26号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第27号 町道路線の変更について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、町道末長押平線の終点の位置と町道押平所子線の終点の位置を変更するものであります。

なお、町道押平所子線の起点の変更につきましては表示の方法を、地番表示から路線名表示に変えたものであり、位置の変更はありません。この二つの道路は、旧町時代は阿弥陀川を境にそれぞれの町で町道として認定をしておりました。山陰道の阿弥陀川への橋梁新設に伴い、町界を結んでいた潜水橋を上流に架け替え、それに伴い道路も付け替えることとなり、今年3月末をもちまして全ての工事を終え供用を開始することとなります。

これにより、町道末長押平線は新しい阿弥陀川橋、押平橋を渡り、山陰道側道とし

て主要地方道名和岸本線に接続し、町道所子押平線は、町界であった終点をそのまま大山地区に延ばし、町道名大橋所子線に接続するものであり、町道路線としての変更をお願いするものであります。町道末長押平線の終点は、大山町名和町界から大山町押平、主要地方道名和岸本線交差点に変更し、町道押平所子線の終点は、大山町押平字前塚田286-3地先から大山町所子、町道名大橋所子線交差点に変更することとし、道路法第10条第3項の規定により、議決を求めるものであります。以上で議案第27号の提案理由の説明を終わります。

議案第28号 工事請負変更契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は平成18年7月25日締結の光徳地区農業集落排水事業管路施設16工区工事の請負変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、契約金額の5,355万円に256万950円増額し、5,611万950円とするものであります。契約の目的、契約の相手方に変更はありません。以上で議案第28号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第29号 大山町飯戸辺地に係る総合整備計画の策定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、飯戸地区簡易水道を大山寺地区上水道に統合整備し、良質な飲用水を安定的に供給するため大山町飯戸辺地に係る総合整備計画を策定するものであります。

計画の概要は、送水管850メートルを布設して双方の施設を接続し、滅菌設備を新設し、飯戸地区簡易水道の湧水水源を廃止するものであります。

整備計画期間は、平成19年度の1カ年とし、事業費は、2,800万円で、その内訳は、特定財源として国庫補助金1,120万円と一般財源1,680万円です。一般財源のうち840万円を辺地対策事業債で充当する予定であります。以上で、議案第29号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第30号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、町道高橋樋谷線の拡幅改良計画に地域の交流、研修、災害時の避難拠点機能をもつ多目的集会施設整備計画を追加するために平成18年度策定しました大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画を変更するものであります。

変更後の整備計画は、平成18年度から平成19年度の2カ年とし、事業費は、5,911万円で、その内訳は地元負担金600万円と一般財源5,311万円です。一般財源のうち5,310万円を辺地対策事業債で充当する予定であります。

追加します事業の概要は、退休寺地区多目的集会所建設であります。木造平屋建て瓦葺で床面積が、約180平方メートルであります。事業の計画期間は、平成19年度の1カ年とし、事業費は、設計監理費210万円と建設事業費2,790万円をあわせた3,000万円で、その内訳は、地元負担金600万円と辺地対策事業債2,400万円を予定しています。以上で、議案第30号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第31号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更について提案理由の説明をいたします。

本案は、通学用車両を導入するために策定しました一の谷、赤松、種原辺地に係る総合整備計画のうち種原辺地に係る部分を変更するものであります。

この計画は、2級町道種原大野線を2車線に拡幅し、あわせて歩道を整備し、車両の円滑な通行と歩行者の安全を確保。そして、地域住民の日常生活の向上と地域の活性化を図るためのものであります。

事業の概要は、一般県道大山口停車場大山線から680メートルの区間を整備するものであります。

整備計画期間は、平成19年から平成21年の3カ年とし、事業費は、1億円で、その内訳は、特定財源として国庫補助金5,500万円と一般財源4,500万円であります。一般財源のうち4,490万円を辺地対策事業債で充当する予定であります。以上で、議案第31号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第32号 平成19年度大山町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

第1条では、平成19年度大山町一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出97億1,000万円と定め、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によることといたしております。

第2条では、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」によることといたしております。

第3条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表地方債」によることといたしております。

第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定めております。

第5条では、歳出予算の流用について、定めております。

次に、歳入の主なものについて、各款をおってご説明申し上げます。

第5款町税では、町民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、入湯税の

15億7,431万1,000円を計上いたしております。

第10款地方譲与税は、自動車重量譲与税、地方道路譲与税を合わせ、1億5,457万円を計上いたしております。

第15款利子割交付金は、県の交付見込み額に基づき810万7,000円を計上いたしております。

第16款配当割交付金及び第17款株式等譲渡所得割交付金では、収入見込み額の461万5,000円と477万2,000円を計上いたしております。

第18款地方消費税交付金では、県の交付見込み額に基づき1億5,454万6,000円を計上いたしております。

第20款ゴルフ場利用税交付金は、前年度実績を考慮し1,136万1,000円を計上いたしております。

第25款自動車取得税交付金では、県の推計交付額に基づき6,418万1,000円を計上いたしております。

第30款地方特例交付金では、県の推計交付額に基づき1,434万7,000円を計上いたしております。

第35款地方交付税では、普通交付税、特別交付税合わせまして、44億5,800万円を計上いたしております。

第40款交通安全対策特別交付金は、370万円を計上いたしております。

第45款分担金及び負担金では、1億613万7,000円を計上いたしておりますが、主なものは、第10項負担金の保育所負担金1億109万4,000円です。

第50款使用料及び手数料では、第5項使用料7,176万円と第10項手数料2,819万円の合計9,995万円を計上いたしております。

第55款国庫支出金では、3億9,849万5,000円を計上しております。第5項国庫負担金は1億4,652万4,000円の計上で、主なものは民生費国庫負担金の障害者自立支援法負担金8,268万円及び児童手当負担金4,545万4,000円です。第10項国庫補助金は、2億4,641万5,000円の計上で、主なものは農林水産業費国庫補助金の港整備交付金2,925万円、土木費国庫補助金の建設機械整備費補助金2,000万円、地方道路整備臨時交付金6,380万円、教育費国庫補助金の学校校舎施設補助金756万4,000円、安心・安全な学校づくり交付金9,521万8,000円です。第15項委託金は、555万6,000円の計上で、主なものは、民生費委託金の国民年金事務費委託金443万6,000円です。

第60款県支出金では、6億4,508万1,000円を計上いたしております。第5項県負担金は、1億9,383万1,000円の計上で、主なものは総務費県

負担金の県民税賦課徴収費負担金 3, 380 万円、民生費県負担金の保険基盤安定負担金 7, 737 万 5, 000 円、障害者自立支援法負担金 4, 133 万 9, 000 円、児童手当県負担金 3, 286 万 3, 000 円であります。第 10 項県補助金では 4 億 612 万 5, 000 円の計上で、主なものは、総務費県補助金の市町村交付金 3, 027 万 2, 000 円、合併支援交付金 3, 067 万 8, 000 円、民生費県補助金の特別医療費補助金 4, 238 万 1, 000 円、隣保館運営費補助金 2, 086 万 5, 000 円、農林水産業費県補助金の中山間地域等直接支払推進事業補助金 7, 740 万 6, 000 円、チャレンジプラン支援事業補助金 1, 480 万 5, 000 円、地籍調査事業補助金 2, 194 万 2, 000 円、漁村再生交付金 4, 000 万円であります。第 15 項委託金は 4, 512 万 5, 000 円の計上で、主なものは、総務費委託金の県議会議員選挙及び県知事選挙費委託金 1, 677 万 7, 000 円、参議院議員通常選挙委託金 2, 399 万 3, 000 円であります。

第 65 款財産収入では、1, 114 万 5, 000 円を計上しておりますが、主なものは、第 5 項財産運用収入土地建物貸付料 910 万 6, 000 円であります。

第 70 款寄付金では、610 万円を計上いたしておりますが、主なものは、総務費寄附金の集会所建設事業費寄附金 600 万円であります。

第 75 款繰入金では、4 億 8, 547 万 3, 000 円を計上いたしております。第 5 項特別会計繰入金は 47 万 3, 000 円で、主なものは財産区特別会計繰入金 40 万円であります。第 10 項基金繰入金では、財源調整のため基金からの繰入金 4 億 8, 500 万円を計上いたしておりますが、その内訳は財政調整基金繰入金 1 億円、減債基金繰入金 1 億 5, 000 万円、公共施設整備基金繰入金 5, 000 万円、地域福祉基金繰入金 5, 000 万円、公共下水道事業推進基金繰入金 3, 500 万円、集落排水事業推進基金繰入金 1 億円であります。

第 80 款繰越金では、繰越額を 1 億 1, 000 万円と推計し計上いたしております。

第 85 款諸収入では、2 億 1, 330 万 9, 000 円を計上いたしております。第 15 項貸付金元利収入は、1 億 2, 803 万 8, 000 円の計上で、主なものは、商工費貸付金収入の中小企業小口融資貸付金元利収入 9, 790 万円、中小企業設備資金貸付金元利収入 580 万円、地域総合整備資金貸付金元利収入 2, 133 万 8, 000 円であります。第 25 項雑入は、8, 506 万 6, 000 円の計上で、主なものは、総務費雑入でオータムジャンボ宝くじ交付金 400 万円、駐車場料金 365 万 2, 000 円、特別医療高額療養費戻入金 3, 743 万 7, 000 円、中山間地域等直接支払推進事業返還金 604 万 4, 000 円、中山町誌販売代金 250 万円などであります。

第 90 款町債では、1 億 8, 180 万円を計上いたしております。主なものは、

第5項町債で、総務債の臨時財政対策債3億6,290万円、合併振興基金分1億4,250万円、農林水産業債の御崎・御来屋漁港整備事業債6,920万円、農業農村整備事業債6,060万円、土木債の臨時地方道整備事業一般分特別分を合計して6,700万円、辺地対策事業債5,630万円、教育債の義務教育施設整備事業債3億2,610万円であります。

次に歳出の主なものについて、ご説明を申し上げます。第10款総務費では、12億796万5,000円を計上いたしております。

第5項総務管理費の一般管理費で、アスベスト除去工事に取り組めます民間事業者に対するアスベスト撤去事業補助金1,368万円、積立金では、減債基金積立金4,469万7,000円を計上していますが、この減債基金積立金の原資は、職員給与費の3%減額分であります。また本年度は、合併振興基金積立金1億5,000万円、合併支援事業基金積立金2,952万7,000円も予定いたしております。企画費で、退休寺集会所建設事業3,000万円、町の活性化を目的として取り組む「大山恵みの里プロジェクト推進事業」は、地域プロデューサーの雇用経費を含め935万1,000円、工事完成が間近となった情報通信基盤整備事業については、新年度から特別会計で管理運営することとし、一般会計では特別会計への繰出金9,136万円を計上、また、住民自治組織の育成強化を図るための予算として、88万3,000円を計上しております。支所費で、旧中山中学校プールの解体経費1,000万円、総務施設管理費で、中山生活想像館・四季彩園の指定管理料1,720万円、温泉事業特別会計繰出金225万7,000円の新規計上をいたしております。

第15款民生費では、20億1,548万5,000円を計上いたしております。主なものは、第5項社会福祉費の社会福祉総務費で社会福祉協議会補助金として3,246万6,000円、特別医療費1億2,229万9,000円、社会福祉施設費で福祉センターなかやま及び保健福祉センターだいせんの指定管理委託料それぞれ510万円、1,624万5,000円、老人福祉費で老人施設入所措置費委託料3,376万8,000円、後期高齢者医療広域連合共通経費負担金1,548万9,000円、高齢者居住環境整備事業補助金640万円、障害者福祉費で障害者施設訓練支援費1億3,973万5,000円であります。第10項児童福祉費では、児童措置費の扶助費において、児童手当1億1,118万5,000円を計上いたしております。

第20款衛生費では、8億8,445万3,000円を計上いたしております。主なものとしましては、第5項保健衛生費の予防費で予防接種委託料2,000万円、各種がん検診委託料2,200万円、第10項清掃費の塵芥処理費で、廃棄物収集業務委託料1億2,771万7,000円、旧大山町のゴミ焼却場の解体に向

けたダイオキシン類事前調査及び発注仕様書作成等委託料 852万6,000円、し尿処理費の合併処理浄化槽設置補助金 771万円などであります。

第30款農林水産業費では、12億9,723万7,000円を計上いたしております。

主なものとしましては、第5項農業費の農業振興費で農地・水・環境保全向上活動支援事業負担金 1,875万9,000円、中山間地域直接支払推進事業交付金 1億662万6,000円、チャレンジプラン支援事業費補助金 2,220万8,000円、畜産業費で全国和牛能力共進会大山町実施本部負担金 152万7,000円、農地費で新農業水利システム保全対策工事費 765万4,000円、大淀地区畑地帯総合整備事業負担金 4,462万5,000円、中山地区県営畑地総合開発事業負担金 5,250万円、名和地区県営畑地総合開発事業負担金 5,250万円、農業施設運営費で3つの農業者トレーニングセンター等の指定管理料 2,065万9,000円、地籍調査事業費で、地籍測量委託料 2,381万3,000円です。第15項水産業費では、水産業振興費で漁業経営開始円滑化事業補助金 1,270万円、漁港建設費で御崎漁港及び御来屋漁港整備費合わせて 1億4,287万4,000円を計上いたしております。

第35款商工費では、2億5,647万9,000円を計上いたしておりますが、主なものは、第5項商工費の商工振興費で中小企業小口融資貸付金 9,790万円、観光費で大山恵みの里づくり計画推進事業として建物の設計監理委託料 115万5,000円、グリーンロッジ等の改修工事費 735万円、建物の取得費 4,200万円、ギャラリー開設負担金 700万円を新規計上しております。

第40款土木費では、7億7,045万3,000円を計上いたしておりますが、主なものは、第10項道路橋梁費の道路維持費でロータリー除雪車購入費 3,000万円の新規計上、道路新設改良費の地方道路臨時交付金事業で山村文珠領線道路改良工事費 1億260万円、同じく種原大野線道路改良工事費 1,200万円、同じく上万平田線道路改良工事費 1,100万円、町道報国羽田井線道路改良工事費 4,048万円、第25項住宅費の住宅管理費で町営住宅修繕工事 1,769万2,000円です。

第45款消防費では、3億1,159万3,000円を計上いたしております。主なものは、第5項消防費の常備消防費で西部広域行政管理組合負担金 2億6,544万2,000円、防災対策費で耐震改修促進事業として 626万4,000円、自主防災組織育成補助金 270万円です。

第50款教育費では、12億2,878万2,000円を計上いたしております。

その主なものとしましては、第5項教育総務費の教育振興費で、きゃらぼく教室の運営費 555万1,000円の新規計上、教育研究所費で中山町誌の印刷製

本費 759万1,000円、第10項小学校費の学校管理費で30人学級を維持するための協力金800万円、小学校建設費で中山小学校耐震補強及び大規模改修事業費2億9,332万5,000円、第15項中学校費の学校建設費で大山中学校技術棟改築事業1億6,012万5,000円、第25項保健体育費の体育施設費で町営野球場などの指定管理料844万2,000円を新規に計上いたしております。

第60款災害復旧費では、791万4,000円を計上しておりますが、これは農林水産施設災害復旧費で、昨年7月の豪雨災害による単独災害復旧事業費を計上したものであります。

第65款公債費では、16億136万3,000円を計上いたしております。

主なものは、第5項公債費の元金償還金13億7,411万5,000円、償還金利子2億2,699万円であります。

第90款予備費では、1,531万8,000円を計上し、不測の事態に備えることにいたしております。

給与費につきましては、特別職、一般職の報酬、給料、職員手当を合わせまして15億8,824万4,000円計上いたしております。以上で、議案32号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第33号 平成19年度大山町土地取得特別会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26万6,000円と定めております。

歳入についてご説明いたします。

第5款財産収入では、第5項財産運用収入で土地開発基金利子26万5,000円を、第15款繰入金では、第5項繰越金で繰越金1,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に歳出について、ご説明いたします。

第5款諸支出金では、第5項公有財産取得費で26万6,000円を土地開発基金に繰出し、基金積立するものであります。以上で議案第33号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩します。再開は13時です。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（鹿島 功君） それでは再開いたします。引き続き町長の説明を求めます。

○町長（山口隆之君） 引き続き提案理由のご説明を申し上げます。

議案第34号 平成19年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について提案理由のご説明をいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,674万6,000円と定めております。

まず、歳入の主なものは、第5款県支出金396万8,000円、第20款諸収入第10項で貸付金元利収入3,251万円であります。

次に歳出について、ご説明いたします。

第5款総務費、第5項総務管理費105万8,000円は、弁護士費用等の償還事務費、第10款公債費3,568万8,000円は、起債の元利償還金であります。以上で議案第34号の提案理由の説明を終わります。

議案第35号 平成19年度大山町開拓専用水道特別会計予算について提案理由のご説明をいたします。

本案は大山町が管理する開拓専用水道の維持管理に要する経費を計上いたしております。

第1条では平成19年度大山町開拓水道の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,392万円と定めております。第2条で歳出予算の流用について定めております。

内容について歳入から説明申し上げます。第5款管理収入の1,134万8,000円は水道給水料を計上しております。

第10款使用料及び手数料の1,000円は工事検査手数料を見込んでおります。

第15款寄付金の20万円は開拓水道加入負担金を計上しております。

第20款繰越金の225万1,000円は前年度繰越金を見込んでおります。

第25款諸収入12万円は預金利子や開拓水道施設管理負担金等を見込んでいます。

次に歳出についてご説明します。

第5款総務費の1,362万円は施設管理に要する経費や開拓地区水道管更工事費等を計上しております。

第90款予備費の30万円は不測の事態に備えるものであります。以上で議案第35号の提案理由の説明を終わります。

議案第36号 平成19年度大山町地域休養施設特別会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町名和地域休養施設の管理運営等を行うための特別会計の予算について議決をお願いするものであります。

大山町名和地域休養施設については、指定管理者を導入することと決定しており、予算の総額は歳入歳出それぞれ1,434万7,000円計上しております。

歳入の主なものは、一般会計繰入金 1, 434万7, 000円であります。昨年度まで計上しておりました使用料及び手数料は、すべて指定管理者の収入となります。

一方歳出であります。指定管理者である御来屋賑港株式会社に支払う指定管理料 1, 305万円、施設修繕料 50万円、施設保険料 27万7, 000円、18年度まで地域休養施設の管理運営を委託しておりました大山町地域振興会の解散に伴う経費の助成として 50万円を見込んでおります。

なお、指定管理の期間を平成 21 年度までの 3 年間としており、債務負担行為の限度額も設定させていただきました。以上で議案第 36 号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 37 号 平成 19 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、高齢者の居室や障害者の住宅を整備するため、資金の一部を貸し付けていた事業の予算ですが、昭和 60 年度で事業は完了しており、起債の償還も平成 7 年度で終了しております。現在は、貸付金の未償還金を徴収するのみの会計となっております。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 万 3, 000 円であります。

歳入については、貸付元利収入等 7 万 3, 000 円、また歳出については、一般会計繰出金 7 万 3, 000 円であります。以上で議案第 37 号の提案理由説明を終わります。

議案第 38 号 平成 19 年度大山町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は大山町が管理する簡易水道の維持管理に要する経費を計上いたしております。

第 1 条では、平成 19 年度大山町簡易水道事業の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 703 万 4, 000 円と定めております。第 2 条で歳出予算の流用について定めております。

内容について歳入から説明申し上げます。

第 10 款使用料及び手数料の 363 万 8, 000 円は水道使用料を見込んでおります。

第 20 款繰入金の 339 万 3, 000 円は一般会計繰入金を見込んでおります。

第 25 款繰越金、第 30 款諸収入の預金利子と雑入にそれぞれ 1, 000 円を計上しております。

次に歳出についてご説明申し上げます。

第 5 款総務費の 419 万 3, 000 円は施設管理に要する経費を計上しております。

す。

第15款公債費の283万9,000円は起債の元利償還金であります。

第90款予備費の2,000円は不測の事態に備えるものであります。以上で議案第38号の提案理由の説明を終わります。

議案第39号 平成19年度大山町国民健康保険特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,394万8,000円といたしました。この予算額は、前年度に比べて3億6,820万円の増で、率にして11.83%の伸びであります。

歳入から款を追ってご説明をいたします。

第5款国民健康保険税6億8,594万4,000円は、一般被保険者分と退職者被保険者分の保険税を計上いたしております。収納率は、一般被保険者で94%、退職被保険者分で99%を見込みました。税率税額につきましては、5月の本算定時に検討したいと考えております。

第10款使用料及び手数料20万円は、督促手数料であります。

第15款国庫支出金 6億2,964万3,000円は、一般被保険者分の療養給付費等負担金並びに高額医療費共同事業負担金及び老人保健拠出金、介護納付金、保健事業に係る財政調整交付金であります。

第20款療養費給付費等交付金 4億682万8,000円は、退職被保険者に係る交付金であります。

第25款県支出金 1億2,280万8,000円は、高額医療費共同事業県負担金及び財政調整交付金であります。

第30款共同事業交付金 3億1,836万5,000円は、鳥取県国保連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業からの交付金であります。

第35款財産収入8万円は、基金積立金の預金利息であります。

第45款繰入金 2億831万3,000円は、保険基盤安定繰入金と職員人件費分、出産育児一時金繰入金及び財政安定化支援事業繰入金を一般会計から繰入れするものと国保基金から2,000万円繰入するものであります。

第50款繰越金 1,019万2,000円は、前年度の繰越金を見込んで計上いたしております。

第55款諸収入 157万4,000円は、保険税滞納処分費、交通事故等による賠償金が主なものであります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第5款総務費 4,679万9,000円は、職員4人の給与費等とレセプト点検員の賃金、各種電算委託料、国保連合会負担金及び国保税に係る賦課徴収費が主な

ものであります。

第10款保険給付費15億336万4,000円は、医療費等の実績から推計し、率にして対前年度4.97%増で見込んでおります。

第15款老人保健拠出金3億3,947万3,000円は、老人医療費の町負担分を社会保険診療報酬支払基金に拠出するものであります。

第20款介護納付金1億3,826万9,000円は、介護保険2号被保険者に係る納付金であります。

第25款共同事業拠出金3億1,901万2,000円は、高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業に対する国保連合会への拠出金であります。

第30款保健事業費1,592万円は、国保優良家庭表彰記念事業、人間ドック検診委託料、各種健康づくり事業に係る経費が主なものであります。

第35款基金積立金8万円は、基金積立金から生じる利子を積み立てるものであります。

第40款公債費1,000円は、一時借入れをした際の利子として計上いたしております。

第45款諸支出金110万円は、保険税の還付金が主なものであります。

第90款予備費1,993万円を計上し、不測の事態に備えるものであります。

以上で議案第39号の提案理由の説明を終わります。

議案第40号 平成19年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本会計は、町内の名和診療所・大山口診療所・大山西リハビリセンター・大山診療所の4診療所会計を適正に経営処理するものであります。

本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,126万8,000円であります。

歳入から説明をいたします。

第5款 診療収入4億3,800万5,000円は、本年度の入院収入並びに外来収入の見込み額であります。

第10款使用料及び手数料1,914万円は、文書料、健康診断料、予防接種手数料収入であります。

第15款財産収入は、科目存置として4,000円計上しております。

第25款繰入金1,525万1,000円は、診療所に係る借入金償還金の一部を一般会計から繰り入れするものであります。

第30款繰越金1,406万4,000円は、前年度からの繰越金を見込んで計上いたしております。

第35款諸収入480万4,000円は、大山診療所の入院に係る、個室使用料

が主なものであります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費2億1,419万4,000円は、職員・嘱託職員の給与並びに臨時職員賃金などの人件費、報償費では、派遣医師の謝礼、旅費では、学会等研修旅費、需用費では、各診療所の光熱水費及び施設修繕料が主なものであります。また、委託料では、医療事務委託料、使用料及び賃借料では、各診療所のコンピュータ等のリース料が主なものであります。

第10款医業費2億333万7,000円の内訳は、需用費では、医薬品等の医薬材料代1億8,480万円が主なものであります。委託料では、血液検査等の臨床検査委託料が主なものであります。使用料及び賃借料では、経鼻胃内視鏡のリース料が主なものであります。

第15款公債費3,050万5,000円は、起債元金償還金及び起債償還金利息であります。

第20款予備費4,323万2,000円は、不測の事態に備えて計上いたしております。

以上で議案第40号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第41号 平成19年度大山町老人保健特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ22億8,435万6,000円と定め、前年度に比べ9,346万1,000円の増、対前年比104.27%といたしました。

平成19年度の老人医療被保険者一人当たりの年間医療費を約60万7,000円、前年度に比べ1万7,000円の増であります。

歳入から款を追って説明をいたします。

第5款支払基金交付金11億6,633万7,000円は、診療報酬支払基金から負担割合に応じた医療費交付金と審査支払手数料交付金であります。

第10款国庫支出金7億4,534万3,000円は、医療費に対する国庫負担分であります。

第15款県支出金1億8,633万6,000円は、医療費に対する県負担分であります。

第20款繰入金1億8,633万7,000円は、医療費に対する町負担分を一般会計から繰入するものであります。

次に歳出について説明いたします。

第5款医療諸費22億8,435万1,000円は、医療機関等に支払う医療費、老人高額医療費、審査支払手数料であります。

第10款諸支出金4,000円は、過年度の医療費に係る償還金及び一般会計繰出金を科目存置するものであります。以上で議案第41号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第42号 平成19年度大山町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本会計の予算総額を、実績から推計し歳入歳出それぞれ17億917万5,000円といたしました。

歳入から款を追って主なものについて説明いたします。

第5款保険料2億7,579万6,000円は、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料であります。

第15款国庫支出金4億137万4,000円は、介護給付費に対する国の負担分2億7,665万2,000円、介護保険の財政不均衡を是正するために交付される調整交付金1億1,357万6,000円、介護予防事業等への地域支援事業交付金1,114万6,000円であります。

第20款支払基金交付金4億9,927万1,000円は、介護給付交付金と地域支援事業支援交付金として第2号被保険者の負担分が交付されるものであります。

第25款県支出金2億4,770万4,000円は、介護給付費に対する県負担分並びに地域支援事業交付金であります。

第30款繰入金2億8,454万8,000円は、介護給付費、地域支援事業に対する町の負担分及び職員給与費、事務費を一般会計から繰入れするものであります。

第35款繰越金を科目存置として1,000円計上いたしております。

第40款諸収入48万円は、地域支援事業に係る利用者負担金であります。

次に歳出について説明いたします。

第5款総務費3,381万2,000円は、一般管理費では職員3名分の給与費、及び介護保険システム保守委託料また連合会負担金では、主治医意見書作成委託料が主なものであります。認定審査会負担金、認定等調査費では、介護認定審査会負担金、介護認定訪問調査外部委託料であります。

第10款保険給付費15億9,626万円は、介護サービス等諸費では、9種類のサービスに対しての給付費、特定入所者介護サービス費では、低所得者に対する軽減分の給付費を、また支援サービス等諸費については、制度改正に伴い廃目といたしました。その他の諸費では、審査支払手数料を、高額介護サービス費及び介護予防サービスでは、7種類のサービスに対しての給付費を実績から推計し計上いたしております。

第15款地域支援事業費5,902万2,000円は、特定及び一般高齢者の介護予防事業に係る経費等、及び包括支援センター運営費として、3名の職員給与費、

嘱託職員、医師賃金等を計上しております。

第20款財政安定化基金拠出金152万8,000円は、国・県・町が3分の1ずつ負担する基金への拠出金であります。

第25款公債費1,132万7,000円は、鳥取県財政安定化基金への償還金であります。

第30款諸支出金200万円は、1号被保険者の還付付加算金であります。

第90款予備費522万6,000円は、不測の事態に備えるものであります。

以上で議案第42号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第43号 平成19年度大山町介護保険事業特別会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

本会計は、大山診療所が介護療養型医療施設並びに在宅介護サービス事業者として業務を実施しており、その会計を適正に経理処理するものであります。

本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,463万8,000円あります。

歳入からご説明をいたします。

第5款サービス収入3,158万6,000円は、各種介護サービス費収入と利用者自己負担金の収入が主なものであります。

第10款使用料及び手数料では、文書料等3,000円を計上いたしております。

第15款繰入金201万5,000円は、大山診療所の介護病棟に係る借入金償還金の一部を一般会計から繰入れするものであります。

第20款繰越金は、科目存置で1,000円を計上しております。

第25款諸収入103万2,000円は、大山診療所の介護療養型医療施設に係る居住費の収入が主なものであります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費13万円は、施設管理費に係る旅費、需用費が、主なものであります。

第10款サービス事業費3,047万5,000円は、職員・嘱託職員の人件費及び各種介護サービス事業に必要な需用費等であります。

第15款公債費403万2,000円は、介護療養型医療施設に係る起債元金償還金並びに起債償還金利子であります。

第20款予備費は、科目存置で1,000円を計上しております。

以上で議案第43号の提案理由の説明を終わります。

議案第44号 平成19年度大山町農業集落排水事業特別会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町が管理する17箇所の農業集落排水処理施設の維持管理に要する

経費を計上いたしております。

第1条では平成19年度大山町農業集落排水事業の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億1,992万1,000円と定めております。第2条で地方債について定めております。第3条では一時借入金の限度額を1億円と定めております。第4条で歳出予算の流用について定めております。

内容について歳入からご説明申し上げます。

第5款分担金及び負担金の2万2,000円は名和处理区の分担金の過年度分を計上いたしております。

第10款使用料及び手数料の9,314万8,000円は下水道使用料を見込んでおります。

第25款繰入金の3億9,203万2,000円は一般会計繰入金を見込んでおります。

第30款繰越金に1,000円計上し、科目存置しております。

第35款諸収入の521万8,000円は消費税還付金と県道改良に伴う移転補償費等を計上いたしております。

第40款起債の2,950万円は農業集落排水事業債の借り換えを予定しております。

次に歳出について説明します。

第5款事業費の1億2,142万3,000円は17箇所の施設の維持管理費、コンポスト施設の維持管理負担金等が主なものであります。

第10款公債費の3億9,789万8,000円は起債の元利償還金であります。

第15款諸支出金の10万円は農業集落排水使用料の還付金を計上いたしております。

第90款予備費の50万円は不測の事態に備えるものであります。以上で議案第44号の提案理由の説明を終わります。

議案第45号 平成19年度大山町公共下水道事業特別会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

本案は大山町が管理する4箇所の公共下水道処理施設の維持管理に要する経費を計上いたしております。

第1条では平成19年度大山町公共下水道事業の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,756万9,000円と定めております。第2条で地方債について定めております。第3条では一時借入金の限度額を1億円と定めております。第4条で歳出予算の流用について定めております。

内容について歳入から説明申し上げます。

第5款分担金及び負担金の3,003万円は名和处理区、大山処理区の分担金を計

上いたしております。

第10款使用料及び手数料の9,572万8,000円は下水道使用料を見込んでおります。

第15款国庫補助金は名和地区の管路新設工事に対する補助金であります。

第20款繰入金の3億5,470万6,000円は一般会計繰入金を見込んでおります。

第25款繰越金に1,000円を計上し、科目存置しております。

第30款諸収入の4,000円は預金利子、消費税還付金等の科目存置しております。

第40款起債の3,710万円は起債の借入れを予定しております。

次に歳出についてご説明申し上げます。

第5款事業費の1億9,274万2,000円は4箇所の施設の維持管理費、名和地区の下水道管路の工事及びJR下の下水管新設工事委託費が主なものであります。

第10款公債費の3億5,422万7,000円は起債の元利償還金であります。

第15款諸支出金の10万円は下水道使用料の還付金を計上しております。

第90款予備費の50万円は不測の事態に備えるものであります。以上で議案第45号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第46号 平成19年度大山町風力発電事業特別会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、風力発電所施設の運転管理、施設管理に要する歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,124万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地方債借入金の公債費償還金利子補助金165万1,000円、前年度繰越金1,248万7,000円、売電収入2,708万7,000円であります。

歳出は、維持管理費、起債償還費、予備費に区分して整理いたしております。

維持管理費は、款5総務費2,903万円で、主なものは、発電所の保守点検に係る電気主任技術者賃金117万円、委託料407万円、基金積立金2,002万3,000円、売電事業収入に係る消費税102万1,000円であります。

起債償還費は、款10公債費399万1,000円で、町債の元金償還金69万円と償還金利子330万1,000円であります。

予備費は、款15予備費で、不測の事態に対処するための財源として822万7,000円を計上いたしております。以上で、議案第46号の説明を終わります。

議案第47号 平成19年度大山町温泉事業特別会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、なかやま温泉にかかる、温泉の販売、温泉館の管理運営等を行うための特

別会計の予算について、議決をお願いするものであります。

なかやま温泉については、指定管理者を導入することと決定しており、予算の総額は歳入歳出それぞれ531万円計上いたしております。

歳入の主なものは、温泉使用料274万3,000円、一般会計繰入金225万7,000円であります。18年度まで計上しておりました温泉入浴料は、すべて指定管理者の収入となります。

一方歳出であります。指定管理者である皆生温泉土地株式会社に支払う指定管理料350万円、消費税100万円、施設修繕料70万円が主なものであります。

なお、指定管理の期間を平成21年度までの3年間としており、債務負担行為の限度額も設定させていただきました。

以上で議案第47号の提案理由の説明を終わります。

議案第48号 平成19年度大山町宅地造成事業特別会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成19年度に行う土地の売り払いと、分譲地の管理費、販売促進費、連絡道路の整備費、売却による借入金の返済、予備費を主に計上した予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,340万円と定めております。

歳入からご説明いたします。

第5款財産収入3,045万8,000円は分譲地の土地売り払いによる財産収入であります。

第15款繰越金5,294万1,000円は前年度繰越金であります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款宅地造成事業費の495万9,000円の主なものは、分譲地の管理費、販売促進にかかる費用、温泉館連絡道の整備に要する工事費を計上いたしております。

第10款公債費6,044万1,000円は起債の元利償還金であります。

第20款予備費は1,800万円を見込んでおります。以上で議案第48号の提案理由の説明を終わります。

議案第49号 平成19年度大山町情報通信事業特別会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

本会計は、情報通信設備を中海テレビ放送に貸付けて放送通信サービスを提供する事業に関して、その会計を適正に経理処理するため今年度から新たに設置するものであります。

本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,580万円でありませす。

歳入からご説明をいたします。

第5款使用料は、自営柱共架料1,000円を計上いたしております。

第10款財産収入は、情報通信設備の貸付料で、5,254万8,000円を計上いたしております。

第15款繰入金は、人件費及び起債償還費相当分そして事業経費の一部を一般会計から繰入するもので、9,136万円を計上しております。

第20款諸収入は、主に電柱移転の工事補償金等で189万1,000円を計上しております。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費8,915万8,000円で、主なものは、職員の人件費725万9,000円、施設保守委託料5,209万6,000円、共架電柱使用料1,094万6,000円、電柱の支障移転に係る工事費と工事負担金あわせて330万8,000円、予備機器購入費942万9,000円であり、施設の維持管理に必要な経費であります。

第10款公債費5,564万2,000円は、情報通信施設整備に係る町債の元金償還金746万8,000円と償還金利子4,817万4,000円であります。

第15款予備費は、不測の事態に対処するための財源として100万円を計上いたしております。以上で議案第49号の提案理由の説明を終わります。

議案第50号 平成19年度大山町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

主な事業といたしましては、飯戸簡易水道統合整備事業による配水管の拡張工事であります。

はじめに、収益的収入及び支出より説明いたします。

水道事業収益の営業収益でございますが、主なものは給水収益の水道使用料で2億2,805万4,000円、開拓水道、消火栓の管理負担金等として、その他営業収益は814万6,000円、営業外収益では、他会計補助金に一般会計より企業債利息の補助で1,312万円を計上し、水道事業収益の合計を2億4,967万5,000円といたしております。

次に、水道事業費用でございますが、主なものといたしまして営業費用の原水及び浄水費は、水源地の電力料と水質検査の委託料等で2,842万1,000円、配水及び給水費は、職員3名分の人件費と配水管等の修繕費等で4,880万8,000円、総係費は、職員3名分の人件費等で2,808万6,000円、減価償却費につきましては、8,477万1,000円、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息等で5,991万6,000円、また、本年度も予算編成につきましては消費税の支払が発生し887万4,000円を計上し水道事業費用の合計を2億5,973万2,000円といたしております。

続いて、資本的収入及び支出でございますが、収入では企業債1,680万円を

飯戸簡易水道統合整備事業のため計上し、負担金の他会計負担金216万円は公共下水道事業、国土交通省の道路工事等の水道管移転工事補償費であります。次の補助金3,095万3,000円につきましては、飯戸簡易水道統合整備事業の国からの補助金と企業債の元金の補助を一般会計より受け入れ、資本的収入の合計を4,991万3,000円といたしております。

最後に、支出につきましては、建設改良費の、配水管設備改良費に飯戸簡易水道統合整備事業等の設計委託料と、工事請負費で、3,214万1,000円を、企業債償還金の元金償還金として8,959万5,000円を計上し、資本的支出の合計を1億2,173万6,000円といたしております。以上で、議案第50号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第51号 平成19年度大山町索道事業会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山中の原スキーリフト並びに中の原スキーセンターを中心とした索道事業についての当初予算につきましては、議決をお願いするものであります。

業務の予定量は、前年計画より若干減らしまして、スキーリフト輸送延べ人員で113万4,000人、中の原スキーセンター利用人員5万人を見込んでおります。

これにより、収益的収入の予算額を前年比約14%減の2億2,210万円とし、その内訳としましては、リフト運営による索道事業収益1億7,170万円、食堂等付帯事業収益5,040万円といたしております。

一方、収益的支出につきましては、予算額を2億643万7,000円とし、その内訳は、リフト運営による索道事業費用1億5,130万3,000円、食堂等付帯事業費用5,513万4,000円でございます。

以上により、収益的収入支出の差し引き1,566万3,000円の利益を見込んでおります。資本的収入及び支出につきましては、計上いたしておりません。

平成18年度シーズンがスキー場開設以来経験したことのない暖冬に見舞われ、スキー場経営は非常に厳しい状況となっております。中の原スキー場だけでなく、大山スキー場全体として、更なる経費節減、サービス向上による入場者増加策の推進等につとめ、収益の向上を図って参りたいと考えております。以上で、議案第51号の提案理由の説明を終わります。

議案第52号 平成18年度大山町一般会計補正予算（第9号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町税の収入額の調整、普通交付税の額の決定、事業計画の変更及び決算見込みによる額の調整、特別会計繰入金・繰出金の額の決定等に伴い、歳入歳出予算の過不足を調整する必要が生じたこと、及び不測の事態により翌年度に繰越して使用します事業の決定、債務負担行為の事業の追加、地方債の変更等の事由により

提案するものであります。

第1条で、この補正予算（第9号）は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億1,833万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億6,373万7,000円といたしております。

次に、第1表を歳入から各款を追ってご説明申し上げます。

第5款町税では、794万5,000円の減額であります。これは、第5項町民税982万4,000円の増額、第10項固定資産税1,703万9,000円の減額、第15項軽自動車税92万円の減額、第25項入湯税19万円の増額を調整したものであります。

第10款地方譲与税では、3万6,000円の増額であります。これは、第5項所得譲与税2,000円、第10項自動車重量譲与税2万5,000円、第15項地方道路譲与税9,000円のそれぞれ増額で、額の確定によるものであります。

第15款利子割交付金42万7,000円の減額は、第5項利子割交付金の額の確定によるものであります。

第16款配当割交付金188万6,000円の増額は、第5項配当割交付金の額の確定によるものであります。

第17款株式等譲渡所得割交付金97万2,000円の減額は、第5項株式等譲渡所得割交付金の額の確定によるものであります。

第18款地方消費税交付金808万2,000円の減額は、第5項地方消費税交付金の額の確定によるものであります。

第20款ゴルフ場利用税交付金131万9,000円の減額は、第5項ゴルフ場利用税交付金の額の確定によるものであります。

第25款自動車取得税交付金34万3,000円の増額は、第5項自動車取得税交付金の額の確定によるものであります。

第35款地方交付税1,432万5,000円の増額は、第5項地方交付税で普通交付税の額の確定によるものであります。

第45款分担金及び負担金では、1,549万8,000円の減額であります。これは、第5項分担金で新農業水利システムセミハード事業等分担金530万9,000円の減額、第10項負担金で保育料1,018万9,000円の減額であります。

第50款使用料及び手数料では659万2,000円の増額であります。これは、第5項使用料で法定外公共物占用料等14万7,000円の増額と第10項手数料でごみ処理手数料644万5,000円の増額であります。

第55款国庫支出金では、2,216万3,000円の増額であります。これは、第5項国庫負担金で知的障害者保護費負担金635万円の減額と児童手当負担金4

13万1,000円の増額を、第10項国庫補助金で合併市町村補助金2,016万8,000円の増額、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金384万4,000円の増額、次世代育成支援対策交付金355万4,000円の増額、地方道路整備臨時交付金261万円の増額、農地農業用施設災害復旧事業費補助金869万9,000円の減額等によるものであります。

第60款県支出金では、1億3,894万8,000円の減額であります。これは、第5項県負担金で県支援費負担金340万3,000円の減額等を、第10項県補助金で市町村交付金144万7,000円の増額、介護サービス適正実施事業補助金270万2,000円の増額、隣保館運営費補助金787万2,000円の増額、第3子保育料軽減子育て支援事業補助金206万9,000円の減額、中山間地域等直接支払推進事業補助金1,146万5,000円の減額、チャレンジプラン支援事業補助金972万2,000円の減額、二十世紀梨再生促進事業補助金403万1,000円の減額、畜産担い手育成総合整備事業補助金4,793万円の減額、農業集落排水事業推進基金造成事業費補助金3,219万3,000円の減額、新農業水利システム保全対策事業補助金918万4,000円の減額、鳥取県林業・木材産業構造改革事業補助金398万4,000円の減額、公共下水道事業推進基金造成事業費補助金914万9,000円の減額等を、第15項委託金で県知事選挙費204万5,000円の増額、坪田遺跡発掘調査委託金170万円の減額等を調整したものであります。

第65款財産収入129万円の増額は、第5項財産運用収入の各種基金から生じました利子分であります。

第70款寄付金682万9,000円の減額は、第5項寄付金で災害復旧事業に対する受益者からの一般寄付金であります。

第75款繰入金2,000万円の減額は、第10項基金繰入金で、小学校建設基金からの繰入を取止めたことによるものであります。

第85款諸収入では、7,154万7,000円の減額であります。これは、第15項貸付金元利収入で同和地区小口融資貸付金元利収入1,067万5,000円の減額、中小企業設備資金貸付金元利収入738万5,000円の減額を、第25項雑入で地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金176万6,000円の減額、町財産区議会議員選挙負担金374万2,000円の減額、畜産担い手総合整備事業委託金3,054万4,000円の減額、風力発電建設埋蔵文化財発掘調査委託金660万円の減額、スクールバス事故に係る町村有物件災害共済金127万3,000円の増額等であります。

第90款町債では、9,340万円の減額であります。この主なものは、第5項町債で事業費の確定に伴う隣保館新築事業債680万円の減額、県営畑地総合開発

事業債 270 万円の増額、臨時地方道整備事業債（一般分・特別分）4,900 万円の減額、農地農林施設災害復旧事業債 2,420 万円の減額等であります。

次に歳出についてご説明を申し上げますが、それぞれの事業の決算見込みにより事業費の額の増減を行っております。

それでは、各款を追ってご説明いたします。

第 5 款議会費 302 万 9,000 円の減額の主なものは、第 5 項議会費で議員研修旅費及び費用弁償であります。

第 10 款総務費では、7,972 万 4,000 円の増額であります。この主なものは、第 5 項総務管理費の一般管理費で、財政調整基金積立金 7,000 万 6,000 円及び合併支援事業基金積立金 3,187 万 4,000 円の増額、企画費で大山恵みの里プロジェクト推進事業委託金 600 万円の新規計上を、電子計算費でネットワーク機器購入費 243 万 6,000 円の減額、公共交通対策費で地方バス路線維持対策補助金 706 万円の減額、総務施設管理費で温泉事業特別会計繰出金 200 万円の増額と、第 10 項徴税費で固定資産評価基盤整備業務委託料 225 万円の減額、第 20 款選挙費で県議会議員選挙費及び知事選挙費 260 万 8,000 円の増額、海区漁業調整委員会選挙費及び町財産区議会議員選挙費 511 万 6,000 円の減額等であります。

第 15 款民生費では、3,391 万 4,000 円の増額であります。この主なものは、第 5 項社会福祉費の社会福祉総務費で特別医療費 300 万円の増額、国民健康保険特別会計繰出金 2,480 万 1,000 円の増額、老人福祉費で平成 20 年 4 月から施行されます後期高齢者医療システム委託料 2,034 万 9,000 円の新規計上と社会福祉法人利用者負担軽減措置補助金 490 万円の減額、介護保険特別会計繰出金 1,371 万円の増額、同和対策費で住宅新築資金等貸付事業繰出金 1,100 万円の増額、障害者福祉費で施設訓練支援費 1,250 万円の減額等と、第 10 項児童福祉費の児童福祉総務費で放課後児童クラブ臨時職員賃金 167 万 9,000 円の減額、児童措置費で児童手当 354 万 5,000 円の減額、保育所費で臨時職員賃金 344 万 6,000 円の減額及び保育所広域入所児童委託料 449 万 5,000 円の増額等であります。

第 20 款衛生費 4,374 万 8,000 円の減額であります。これは、第 5 項保健衛生費の予防費で各種がん検診委託料 200 万円の減額、基本健診医療機関個別委託料 270 万円の減額、老人保健特別会計繰出金 323 万 9,000 円の減額と、第 10 項清掃費の塵芥処理費でダイオキシン類測定分析業務委託料 387 万 3,000 円の減額及び西部広域行政管理組合負担金 618 万 2,000 円の減額、同様にし尿処理費でも西部広域行政管理組合負担金 901 万円の減額等によるものであります。

第30款農林水産業費では、1億5,404万2,000円の減額であります。

これは、第5項農業費の農業振興費で中山間地域等直接支払推進事業交付金1,554万3,000円の減額、二十世紀梨再生促進事業補助金511万2,000円の減額、チャレンジプラン支援事業費補助金1,454万7,000円の減額、畜産業費で畜産担い手育成総合整備事業委託料3,054万4,000円の減額及び同補助金4,773万8,000円の減額、農地費で新農業水利システム保全対策委託料429万円の減額及び同工事請負費1,400万円の減額、農業集落排水推進事業基金積立金3,202万円の減額、農業集落排水事業特別会計繰出金2,883万6,000円の増額、農業施設運営費で、地域休養施設特別会計繰出金1,051万3,000円の増額を、第10項林業費の林業振興費で森林病虫害伐倒駆除等委託料433万円の減額と鳥取県林業・木材産業構造改革事業補助金222万2,000円の減額を、第15項水産業費の漁港建設費で御崎漁港改修工事設計監理等委託料171万9,000円の減額及び同改修工事費176万5,000円の増額等を調整したものであります。

第35款商工費では、2,722万3,000円の減額であります。これは、第5項商工費の商工振興費で同和地区中小企業特別融資貸付金1,667万4,000円の減額、中小企業設備資金貸付金738万5,000円の減額等であります。

第40款土木費では、6,457万9,000円の減額であります。これは、第10項道路橋梁費の道路維持費で道路維持管理委託料200万円の減額を、道路新設改良費では地方道路臨時交付金事業対象路線である町道山村文珠領線の事業計画の変更により、委託料750万円の増額及び同工事請負費500万円の減額を、また同路線は地方特定道路整備事業対象路線でもありますので、公有財産購入費360万円の減額と補償補填及び賠償金723万円の減額もいたしております。第30項下水道費では、公共下水道費で公共下水道事業推進基金積立金904万円の減額と公共下水道事業特別会計繰出金2,534万8,000円の減額をいたしております。

第45款消防費では、1,204万9,000円の減額であります。この主なものは、第5項消防費の常備消防費で、西部広域行政管理組合負担金1,327万6,000円の減額と非常備消防費で火災等に係る費用弁償206万8,000円の増額であります。

第50款教育費では6,348万円の減額であります。これは、第5項教育総務費の教育振興費で、11月に発生をいたしました中山地区スクールバス修繕料127万3,000円の増額及びスクールバス運転業務委託料153万円の増額、名和小学校通学用スクールバス購入費370万6,000円の減額、第10項小学校費の小学校建設費で、名和小学校統合校舎備品費2,000万円の減額、第20項社

会教育費の文化財費で発掘調査作業員賃金483万8,000円の減額及び坪田遺跡発掘調査事業委託料170万円の減額、第25項保健体育費の体育施設費で運動広場全天候型走路整備工事費248万円の減額等によるものであります。

第60款災害復旧費では4,727万8,000円を減額いたしております。これは、第5項災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で梅雨前線豪雨により被災いたしました農道・水路等の農業用施設復旧工事費の額の確定によるものであります。

第65款公債費では、1,721万4,000円の減額であります。これは、第5項公債費の元金で元金償還金の額の確定により360万4,000円の減額と、利子で償還金利子及び一時借入金利子1,361万円の減額によるものであります。

第90款予備費では、第1項予備費で67万2,000円を増額し、不足の事態に備えております。

第2条では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費を「第2表繰越明許費」に定めております。これは合併市町村に交付されます合併補助金の国の補正が急遽行われたことに伴い、事業計画を変更し、平成18年度に前倒しして実施することになったこと及び梅雨前線豪雨災害が発生したことに伴い、災害業務従事のための町単独事業で、設計管理を予定していた土木技師の確保が困難になったことなどの理由により繰越明許するものであります。

第3条では、平成18年10月から指定管理制度に移行しました福祉センターなかやま指定管理料と保健福祉センターだいせん指定管理料の期間、限度額を「第3表債務負担行為補正」で定めております。

第4条では、地方債の変更について「第2表地方債補正」で定めておりますが、合併特例事業をはじめ、表中の起債事業限度額の変更を行っております。以上で、議案52号の提案理由の説明を終わります。

議案第53号 平成18年度大山町土地取得特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をいたします。

この補正予算は、土地開発基金利子の増額により行うものであります。第1条において、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ19万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20万1,000円と定めております。

歳入についてご説明いたします。

第5款財産収入では、第5項財産運用収入で、土地開発基金利子19万5,000円を増額いたしております。

次に歳出について、ご説明いたします。

第5款諸支出金では、第5項公有財産取得費で、歳入においてご説明いたしました土地開発基金利子19万5,000円を、土地開発基金に繰出し、基金積立をす

るものであります。以上で議案第53号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第54号 平成18年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、住宅新築資金等貸付金の元利収入の状況により、既定の予算に過不足を生じたので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ201万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を5,067万5,000円とするものであります。

補正内容について、歳入からご説明をいたします。

第10款繰入金1,100万円の増額は、一般会計からの繰入金であります。

第20款諸収入、第10項貸付金元利収入898万8,000円の減額は、現年度分と滞納繰越分によるものであります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第5款総務費、第5項総務管理費は増減はありませんが、各節において調整を図っております。

第10款公債費201万2,000円の増額は、元金の繰上償還金によるものであります。以上で、議案第54号の提案理由の説明を終わります。

議案第55号 平成18年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額4,504万2,000円に、歳入歳出それぞれ901万3,000円増額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,405万5,000円とするものであります。

補正内容について、歳入から説明いたします。

第5款使用料は150万円の減額で、地域休養施設使用料等の減であります。

第10款繰入金1,051万3,000円は、一般会計からの繰入金であります。

次に歳出についてご説明いたします。

総務費第5項総務管理費第1目一般管理費であります。決算見込により、施設保険料2万3,000円、電気工作物保安業務委託料1万3,000円、芝管理委託料22万5,000円をそれぞれ減額し、手数料は6万円の増額、施設管理委託料は、地域休養施設の委託料895万5,000円であります。以上で議案第55号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩します。再開は14時10分から、15分休憩します。

午後1時58分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（鹿島 功君） それでは再開いたします。提案理由の説明を続いてお願い

いたします。

○町長（山口隆之君） 引き続き提案理由のご説明を申し上げます。

議案第56号 平成18年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由のご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ424万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ22億3,599万円とするものであります。

事業勘定の歳入からご説明をいたします。

第5款国民健康保険税3,283万7,000円の減は、本算定に伴う保険税額の減と徴収実績見込みによるものであります。

第15款国庫支出金108万8,000円の減は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金の実績見込みによる減額、及び新しく創設される後期高齢者医療費制度に対しての補助金の増額によるものであります。

第20款療養給付費等交付金305万円の増は、退職被保険者に係る療養給付費及び高額療養費の増が主なものであります。

第25款県支出金1,301万5,000円の増は、高額医療費共同事業負担金の減額、財政調整交付金の増額を実績見込みにより補正しております。

第30款共同事業交付金283万3,000円の減は、保険財政共同安定化事業交付金の額の確定によるものであります。

第35款財産収入5万7,000円の増は、積立金利子の増であります。

第45款繰入金2,480万1,000円の増は、一般会計繰入金の財政安定化支援事業分の交付額の増が主なものであります。

第55款諸収入8万2,000円の増は、国保特別会計の預金利子の増であります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第5款総務費822万5,000円の増は、一般管理費で平成20年4月から制度開始となる後期高齢者医療システムの導入に係る委託料が主なものであります。

第10款保険給付費1万円の増は、各種保険給付費等を実績見込みにより過不足を調整したものであります。

第25款共同事業拠出金922万4,000円の減は、高額医療費及び保険財政共同安定化事業への拠出金の実績見込みにより減にするものであります。

第30款保健事業費64万9,000円の減は、保健事業等の完了による減額が主なものであります。

第56款予備費579万5,000円を増額して歳入歳出の調整を図っております。

第2表の繰越明許費800万1,000円は、後期高齢者医療システム委託料で、

制度対応ソフトウェアを導入し、後期高齢者支援金算出、及び保険料の特別徴収に対応する内容のソフトが主なものであります。以上で議案第56号の提案理由の説明を終わります。

議案第57号 平成18年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ34万1,000円を増額して、歳入歳出の総額をそれぞれ5億1,445万1,000円とするものであります。

歳入から説明をいたします。

第30款繰越金は34万1,000円を増額であります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第5款総務費24万9,000円を増額は、名和診療所長の異動に係る旅費11万円と、清掃器具などの借上料3万円などであります。

第10款医業費9万2,000円を増額は、血液検査に係る委託料であります。以上で議案第57号の提案理由の説明を終わります。

議案第58号 平成18年度大山町老人保健特別会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億21万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億1,477万2,000円とするものであります。

この補正予算の主なものは、今年度中の老人医療費の見込み額に変更が生じたので、歳入歳出予算を調整するものであります。

歳入から説明をいたします。

第5款支払基金交付金5,423万1,000円の減は、医療費等の実績見込みによるものであります。

第10款国庫支出金3,440万7,000円の減は、医療費等の実績見込みによる国庫負担金の減であります。

第15款県支出金860万1,000円の減は、医療費等の実績見込みによる県負担金の減であります。

第20款繰入金323万9,000円の減は、医療費の実績見込みによる町負担分の繰入減であります。

第30款諸収入26万6,000円の増は、老人保健特別会計預金利子の増と交通事故の第三者納付金の増であります。

次に歳出におきまして第5款医療諸費1億584万2,000円の減は、本年度中の医療給付費の実績を見込み減額するものであります。

第10款諸支出金563万円の増は、前年度実績により町負担分を一般会計へ繰

出しするものであります。以上で議案第58号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第59号 平成18年度大山町介護保険特別会計補正予算（第5号）について提案理由のご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,255万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億31万9,000円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

この補正予算の主なものは、本年度中の保険給付費及び地域支援事業費等の実績見込みにより予算額に過不足が生じるため、補正いたすものであります。

第15款国庫支出金424万1,000円の増は、保険給付費の増額に伴う負担金の増、介護保険事業の医療保険改革に伴うシステム改修に対する補助金の増額であります。

第20款支払基金交付金328万円の増は、保険給付費の増に伴うものであります。

第25款県支出金132万3,000円の増も、保険給付費の増額に伴うものであります。

第30款繰入金1,371万円の増は、保険給付費の町負担分、事務費及び地域支援事業の特定高齢者分と一般高齢者分の事業費を調整した額を一般会計から繰入れするものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費254万5,000円の増は、一般管理費で介護保険システム保守委託料の増額、医療保険制度改正に伴うシステム改修委託料の増額、実績見込みによる国保連合会負担金の減額及び認定審査会負担金につきましても実績見込みで減額いたしております。

第10款保険給付費1,058万6,000円の増は、本年度中に必要な地域密着型、高額、介護予防の各種サービス給付費が不足するため増額するものであります。

第15款地域支援事業費942万3,000円の増は、事業に対して国の指針が12月に出されたため、特定高齢者と一般高齢者の介護予防事業費の一部組替えるための増額及び社会福祉協議会へ委託しております任意事業費を実績見込みにより減額いたしております。

第2表の繰越明許費381万2,000円は、平成20年4月から制度開始となる医療保険制度改革に伴うシステム改修委託料で、介護保険高額と国保高額との合算及び保険料の特別徴収の調整ソフト改修が主なものであります。以上で議案第59号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第60号 平成18年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

について提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を増額して歳入歳出の総額をそれぞれ3,373万9,000円とするものであります。

第5款サービス収入では、第15項特定入所者介護サービス等費収入で30万円の増額であります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第10款サービス事業費30万円の増額は、嘱託職員に係る時間外手当であります。以上で議案第60号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第61号 平成18年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、農業集落排水事業費の実績見込みにより事業費を変更する必要が生じたので補正を行うものであります。

第1条では既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,455万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,935万6,000円とするものであります。

第2条では、地方債の補正をし、借入限度額を5,470万円減額しております。補正内容について歳入から説明をします。

第5款分担金及び負担金の1,490万8,000円増額は光徳地区分担金額の増を見込んでいます。

第10款使用料及び手数料の476万4,000円の増は大山口処理区、飯戸坊領処理区、清原末長処理区の使用料の増額見込みによるものであります。

第25款繰入金を2,883万6,000円増額し、財源調整を行っております。

第30款諸収入の836万2,000円の減額は、消費税還付金の額の確定による減額、県道改良に伴う物件移転補償費の減額が主なものであります。

第35款町債の5,470万円の減額は、起債対象事業費の調整によるものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款事業費の1,455万4,000円の減額は県土地改良連合会負担金の減額、施設管理に要する経費の実績見込みによる減額、設計委託費及び工事請負費の減額等が主なものであります。

第10款公債費と第15款諸支出金では、財源内訳の変更を行っております。以上で議案第61号の提案理由の説明を終わります。

議案第62号 平成18年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、公共下水道事業費の実績見込みにより事業費を変更する必要が生じたの

で補正を行うものであります。

第1条では既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,238万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,062万円とするものであります。

第2条で地方債の補正をし、借入限度額を750万円減額いたしております。

補正内容について歳入から説明します。

第5款分担金及び負担金の319万円増額は名和处理区の接続が予定より超えることを見込んでおります。

第10款使用料及び手数料の3万7,000円の増額は使用料の過年度分の実績見込みによるものであります。

第15款国庫支出金の405万円の減額は公共下水道事業の実績見込みにより減額いたしております。

第20款繰入金の2,534万8,000円の減額は、分担金の増額、消費税の還付金の増額による財源の確保と、維持管理費の実績見込みによる減額を調整いたしております。

第30款諸収入の129万円の増額は預金利子の増、消費税還付金の増と下水道管移転補償費の減額を調整いたしております。

第35款町債の750万円の減額は、事業費の減によるものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款事業費の3,238万1,000円の減額は下水道事業団に委託していた名和浄化センター・逢坂浄化センターのOD槽建設工事委託費の減額、浄化センターの管理委託料の減額、コンポスト施設の維持管理負担金の減額等が主なものであります。

第10款公債費では、金額の増減は無く、財源内訳の変更を行っております。以上で議案第62号の提案理由の説明を終わります。

議案第63号 平成18年度大山町風力発電事業特別会計補正予（第2号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成18年度事業の決算見込みのとりまとめにより、歳入歳出予算を調整する必要が生じたため提案するものであります。

この補正予算第2号は、既定の歳入歳出予算の総額に、2万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,701万1,000円とするものであります。

歳入は、第15款諸収入2万4,000円の追加であります。風力発電事業特別会計預金利子の確定によるものであります。

歳出は、第5款総務費において、賃金、施設の電気料金、通信回線利用料金あわせて57万5,000円減額し、款15予備費において、59万9,000円を追

加して、財源調整をいたしております。以上で、議案第63号の提案理由の説明を終わります。

議案第64号 平成18年度大山町温泉事業特別会計補正予（第2号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額4,298万5,000円から、歳入歳出それぞれ332万円減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,966万5,000円とするものであります。

補正内容について、歳入から説明をいたします。

第5款使用料は532万円の減額で、温泉使用料等の減であります。

第10款繰入金200万円は、一般会計からの繰入金であります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款温泉館費第5項温泉館運営費第1目温泉館運営費であります。決算見込により、需用費のうち消耗品費40万円、光熱水費100万円それぞれ減額、委託料は、温泉水道システム導入業務委託料70万円の減額、公課費は、消費税の支払いが不要となったため、100万円の減額であります。以上で議案第64号の提案理由の説明を終わります。

議案第65号 平成18年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額8,574万7,000円に歳入歳出それぞれ9万7,000円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,565万円とするものであります。

歳入からご説明いたします。

第5款財産収入9万7,000円の減額は、現時点の分譲販売実績額に合わせたものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款宅地造成事業費の444万1,000円の減額の主なものは、草刈り、測量、施設の維持管理などの委託料92万3,000円とごみ置き場等の設置工事費200万円であります。

第20款予備費を434万4,000円計上しております。以上で議案第65号の提案理由の説明を終わります。

議案第66号 平成18年度大山町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出、及び資本的収入及び支出を補正するものであります。

まず、収益的収入及び支出で、水道事業収益であります。営業収益のその他営

業収益で水道新規加入金を199万5,000円増額し、水道事業収益を2億4,402万5,000円といたしております。

続いて、水道事業費用であります。営業費用の、原水及び浄水費では、今在家水源地のポンプの修繕費を計上し92万4,000円の増額、総係費では、固定資産台帳のリースを止めたために189万円の減額、営業外費用では、一時借入金利息77万5,000円の減額と消費税支払額の102万5,000円の増額で、水道事業費用で65万円の減額で費用合計2億7,066万1,000円といたしております。

次に、資本的収入及び支出の、収入であります。企業債の借入を560万円減額、他会計負担金の下水道工事等による水道管移転工事費の補償費を3,407万円の減額により、資本的収入額を9,095万6,000円といたしております。

最後に支出につきましては、水道管移転工事費の5,670万円の減により、建設改良費を減額し、資本的支出額を1億8,807万5,000円といたしております。以上で、議案第66号の提案理由の説明を終わります。

議案第67号 平成18年度大山町索道事業会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明をいたします。

索道事業始まって以来最悪と思われる暖冬により、今シーズンのリフト営業は営業日数が今のところわずか50日しかなく、非常に厳しい営業状況となっております。これに伴いまして、索道事業会計に大幅な見直しが必要となりましたので、所要の補正をお願いするものであります。

まず収入ですが、第1款索道事業収益の第1項営業収益、第1目運輸収益を4,000万円の減額、第2款附帯事業収益の第1項食堂営業収益、第1目営業収益を1,400万円の減額を見込んでおります。

次に支出ですが、収益的支出の第1款索道事業費用、第1項営業費用のうち、第1目索道運転費用で営業日数減少に伴います従業員にかかる経費、燃料費、光熱水費等運転費用を2,816万3,000円の減額、同じく第2目運輸管理費を68万2,000円の減額、第3目旅客誘致費を91万9,000円の減額、第4目一般管理費を600万円の減額とし、更に第2項営業外費用の第3目支払利息を34万5,000円の減額、第2款附帯事業費用第1項食堂営業費用の第1目総係費を索道事業費用と同様に従業員経費や消耗品を中心に564万6,000円の減額であります。

以上の補正により、今年度純利益見込みを1,380万9,000円減の156万4,000円といたしたところであります。以上で議案第67号の提案理由の説明を終わります。

日程第60、発議案第1号～日程第61、発議案第2号

○議長（鹿島 功君） 日程第60、発議案第1号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてから、日程第61、発議案第2号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則についてまで計2件を一括議題にいたします。提案理由の説明を求めます。提出者 足立敏雄君。

○提出者（12番 足立敏雄君） ただいま議題となりました発議案第1号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてと、発議案第2号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明をいたします。

まず、発議案第1号は、地方自治法の一部改正に伴い、委員会条例の所要の改正を行うものであります。

自治法改正前は、常任委員を会期の初めに議長が会議に諮って選任することとされていたため、閉会中に補欠選挙で当選した議員は直ちに委員会活動に参加できないという不具合がありました。

今回の改正で、閉会中でも委員会条例に規定することにより、議長が選任できるようになったため第7条に、閉会中の補欠選挙により当選した議員（繰上補充又は再選挙による場合を含む）は、議長が指名することができることを加えるものであります。附則で施行期日を平成19年4月1日としております。以上で、発議案第1号の提案理由の説明を終わります。

次に発議案第2号、これの説明を行います。地方自治法の一部改正に伴い、会議規則の所要の改正を行うものであります。

自治法改正前は、議会に議案を提出できるのは、一定数の議員による場合だけであったものが、委員会による議案の提出が認められることにより、会議規則の14条に委員会の議案提出にかかる手続き規定を設けるものであります。

また、地方自治法第109条の2の改正に伴い、会議規則第73条第2項の中の109条の2第3項を第4項に改めるものであります。附則で施行期日を平成19年4月1日としております。以上で、発議案第2号の提案理由の説明を終わります。

皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） これから、発議案第1号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第1号は原案のとおり可

決されました。

----- . ----- . -----
○議長（鹿島 功君） これから、発議案第2号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----
散会報告

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。次会は、明日、8日に会議を開きますので、定刻の9時30分までに本議場に集合してください。本日はこれで散会いたします。

----- . ----- . -----
午後2時41分 散会